

自動車損害賠償保障事業委託業務 実施の手引き

平成27年10月

国土交通省自動車局保障制度参事官室保障事業室

前 文

政府は、自動車損害賠償保障法第4章の規定により、いわゆる「ひき逃げ事故」及び「無保険事故」の被害者の救済を図るため自動車損害賠償保障事業を行っており、その業務の一部を同法第77条第1項の規定により保険会社及び組合に委託している。

また、保険会社及び組合（全国共済農業協同組合連合会を除く。）は、損害保険料率算出機構に損害額に関する調査業務を再委託し、全国自動車共済協同組合及び全国トラック交通共済協同組合連合会は各会員組合に、全国共済農業協同組合連合会は各市町村等農業協同組合に請求受理及び支払に関する業務を再委託している。

この「自動車損害賠償保障事業委託業務実施の手引き」は、保険会社及び組合並びに損害保険料率算出機構が政府の自動車損害賠償保障事業の委託業務（再委託を含む。）を適正かつ迅速な処理を図るために基準とすべき運用上の実施細目を定めたものであり、本業務の実施に当たっては、自動車損害賠償保障法等関係法令・通達によるもののほか、この手引きに定めるところに従って実施するものとする。

なお、改正後の本手引きの適用関係については、平成27年10月1日以降に発生する自動車の運行による事故に係る自動車損害賠償保障事業の損害てん補額の支払から適用するものとし、平成27年9月30日以前に発生した自動車の運行による事故に係る同保障事業の損害てん補額の支払については、なお従前の例によるものとする（ただし、事務処理方法に関するものは適宜実施可とする。）。

[参考] 略称規定の整理

1. 本手引きで用いる関係法令・通達の略称規定

- 法：自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）
- 令：自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）
- 規則：自動車損害賠償保障法施行規則（昭和 30 年運輸省令第 66 号）
- 準則：自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則（昭和 31 年運輸省令第 3 号）
- てん補基準：自動車損害賠償保障事業が行う損害のてん補の基準
（平成 19 年 3 月 30 日国土交通省告示第 415 号）
- 実施要領：自動車損害賠償保障事業が行う損害のてん補の基準実施要領
（平成 22 年 3 月 29 日付国自保第 1109 号、国土交通省自動車交通局保障課長通達）

2. 本手引きで用いる重要語句の略称規定

- 保障事業：政府の自動車損害賠償保障事業（法第 4 章）
- 自賠責保険：自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（法第 5 条）
- ひき逃げ事故：法第 72 条第 1 項前段の規定に該当する事故
- 無保険事故：無保険又は無共済の事故（法第 72 条第 1 項後段の規定に該当する事故）

3. 本手引きで用いる関係機関・団体の略称規定

- 保険会社：法第 77 条第 3 項の規定により告示された保険会社
- 組合：法第 77 条第 3 項の規定により告示された 4 組合
 - 全 共 連：全国共済農業協同組合連合会
 - 全 自 共：全国自動車共済協同組合連合会
 - 交 協 連：全国トラック交通共済協同組合連合会
 - 全 労 済：全国労働者共済生活協同組合連合会
- 保険会社等：保険会社及び組合
- 損保料率機構：損害保険料率算出機構
- 会員組合：全自共及び交協連の各傘下会員である協同組合
- 単位農協：各市町村等農業協同組合

自動車損害賠償保障事業委託業務実施の手引き

目 次

I 保障事業

1 保障事業の概要	5
(1) 概 要	5
(2) 保障事業の業務委託	5
(3) 保障事業の業務フロー	6
(4) 個人情報保護法への対応	6
2 ひき逃げ事故	9
3 無保険事故	9
4 保障事業及び自賠責保険の適用対象区分	10
(1) 盗難車による事故	10
(2) 共同不法行為による事故	11

II 損害てん補額の支払請求の受理等

1 請求権者	14
(1) 傷害及び後遺障害の場合	14
(2) 死亡の場合	14
2 請求者	15
3 請求書類の受付	15
(1) 受付窓口	15
(2) 請求時効	16
4 請求書類受付時の留意事項	16
(1) 請求書	16
(2) 印鑑登録証明書	17
(3) 委任状等	17
(4) 交通事故証明書	18
(5) 診断書等	19
(6) 請求権者等の戸籍謄本又は除籍謄本	19
5 書類の送付	20
6 受理報告	20

III 損害額の調査等

1 書類の調整	21
(1) 書類の受付、調査及び送付	21
(2) 取下げ処理	22
(3) 二重請求の防止	22
(4) 「政府の保障事業調査員手帳」の携行等	23
(5) その他	23
(6) 調整書類	23
① 損害調査報告書	23

② 損害賠償責任者の認定調書	24
③ 事故状況調査報告書及び事故発生状況図	31
④ 損害額を証する書類	33
⑤ 他法令給付を証する書類	36
⑥ 事件記録	37
(7) 調査不能事案等の取扱い	39
2 損害額及びその振分け	39
(1) 損害額	39
(2) 法定限度額	40
(3) 損害てん補限度額	40
(4) 損害額の振分け	41
① 被害者損害額 (A)	41
② 他法令給付 (B, C)	41
③ 損害賠償責任者側の支払 (D)	46
④ その他 (E)	51
⑤ 損害が最初から生じなかったもの	52
⑥ 被害者損害額縮減の対象外	52
3 減 額	55
(1) 重大な過失による減額	55
(2) 因果関係の有無の判断が困難な場合の減額	57
4 親族間事故の取扱い	58
5 遅延損害金の取扱い	58
6 示談等の効力	59
(1) 示談の無効又は取消しにより損害をてん補する場合	59
(2) その他示談成立にもかかわらず損害てん補対象とする場合	60
(3) 確定判決に基づき損害をてん補する場合	60
IV 損害のてん補額の決定・支払	
1 損害てん補額の決定	61
2 損害てん補額の支払	61
3 不支給決定	62
4 取下げ	62
5 委託費の支払	63
V その他	
1 ひき逃げ事案の処理	64
2 国土交通省における調査	64
3 報 告	64
○ 別紙 (調整書類、様式)	65

I 保障事業

1 保障事業の概要

(1) 概要

政府の自動車損害賠償保障事業（以下「保障事業」という。）は、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 4 章の規定により、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険」という。）の対象とならない「ひき逃げ事故」又は「無保険又は無共済事故（以下「無保険事故」という。）」にあった被害者に対して、必要最小限の救済を行うことを目的として創設されたものである。

この制度は、被害者の受けた損害について、健康保険法、労働者災害補償保険法その他政令で定める法令に基づく損害のてん補に相当する給付及び本来の損害賠償責任者からの賠償、並びに人身傷害保険等の損害てん補によっても、なお被害者に損害が残る場合に、法定限度額の範囲内で、最終的な救済を行うものである。

なお、この保障事業では、損害賠償責任者が被害者に対して行うべき損害賠償を、一旦政府が当該損害賠償責任者に代わって損害をてん補し、その額を限度として、政府が損害賠償責任者に求償することとしている（法第 72 条第 1 項）。

(2) 保障事業の業務委託

保障事業は、自賠責保険とは異なり政府が実施するものであるが、被害者の利便とその調査能力等の活用の観点から、保険会社及び組合（以下「保険会社等」という。）に損害のてん補額の決定（不支給決定、取下げを含む。）以外の業務、すなわち損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払等の業務を委託している（法第 77 条第 1 項、自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号。以下「令」という。）第 22 条及び自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則（昭和 31 年運輸省令第 3 号。以下「準則」という。）第 2 条）。

また、保険会社及び組合（全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）を除く。）は、損害保険料率算出機構（以下「損保料率機構」という。）に損害額に関する調査業務を再委託し、全国自動車共済協同組合連合会（以下「全自共」という。）及び全国トラック交通共済協同組合連合会（以下「交協連」という。）は各傘下会員の協同組合（以下「会員組合」という。）に、全共連は各市町村等農業協同組合（以下「単位農協」という。）に請求受理及び支払に関する業務を再委託している。ただし、損害のてん補額の決定（不支給決定、取下げを含む。）についての最終的な決定権は政府にあるので、保険会社等においては、受付を拒否する等独断で処理することなく、所要の調査を行い、国土交通省あてに一件書類を送付する事を要する。

(3) 保障事業の業務フロー

保障事業への損害のてん補額の請求から支払に至るまでの業務フローは次の図のとおりであり、保険会社等は国土交通大臣から損害のてん補額決定の通知を受けたときは、直ちに被害者に対して、損害てん補額を支払い、その支払額については国土交通省から保険会社等へ1ヵ月分を取りまとめて支払うこととなっている。

なお、保障事業からのてん補額支払の財源には、ひき逃げ事故や無保険事故の被害者の救済について自動車の保有者が全体で責任を負うべきであるとの観点から、自賠責保険の保険料収入等の一部が充てられているが、無保険事故については、損害てん補額の限度において政府が被害者の損害賠償請求権を代位取得し、損害賠償責任者に対して求償を行うこととなっている（法第76条第1項）。

(4) 個人情報保護法への対応

平成17年4月1日より個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の第4章以降の関係規定が施行されたことに伴い、個人情報取扱事業者（保険会社等、損保料率機構、単位農協及び会員組合）は、あらかじめ本人（請求者（代理請求の場合は被害者等請求者本人））の同意を得なければ、法令に基づく場合等を除き、第三者への個人情報の提供が制限されている。

保障事業は、法に基づき実施するものであることから、事故に関する各種情報の取得及び利用について本人の事前同意を要するものではないが、個人情報の適正な取扱いの確保を図るとともに、保障事業の委託業務を円滑かつ迅速に行うことができるよう、損害てん補請求の受理時において「自動車損害賠償保障事業への損害のてん補請求書」（別紙1）により、念のため本人の事前同意を得ることとしている。なお、各種個人情報の取得にあたっては、損害のてん補を行うために必要な範囲を超えないよう十分に注意する必要がある。

また、保険会社等、損保料率機構、単位農協及び会員組合は、保障事業についての公平・公正な損害額等に関する調査を適正に実施するため、共同利用表示、共同利用の個人データの項目（事故に関する各種情報）、共同利用者の範囲、利用目的及び個人データの管理責任者について、ホームページ又は事業所において掲載し、容易に本人の知り得る状態におくことにより、個人データを保険会社等、損保料率機構、単位農協及び会員組合相互間で共同利用することが可能となるよう適切な対応を図ることが必要である（個人情報保護法第8条、第15条～第18条、第23条）。

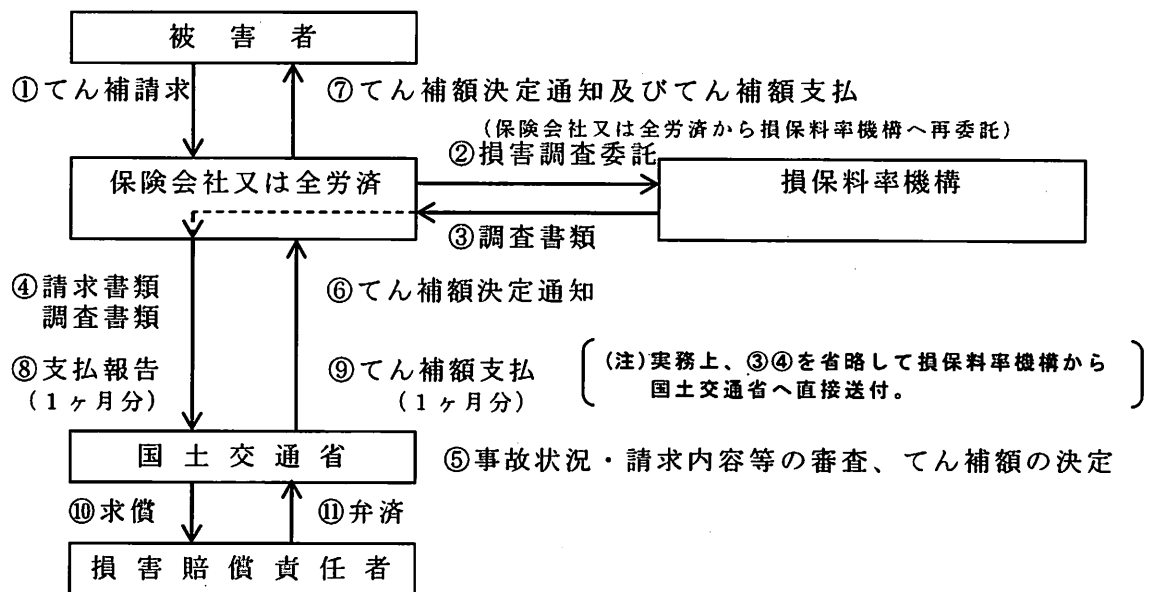
（注）「国土交通省所管分野における個人情報保護法に関するガイドライン」

（平成27年3月31日 国土交通省告示 第464号）

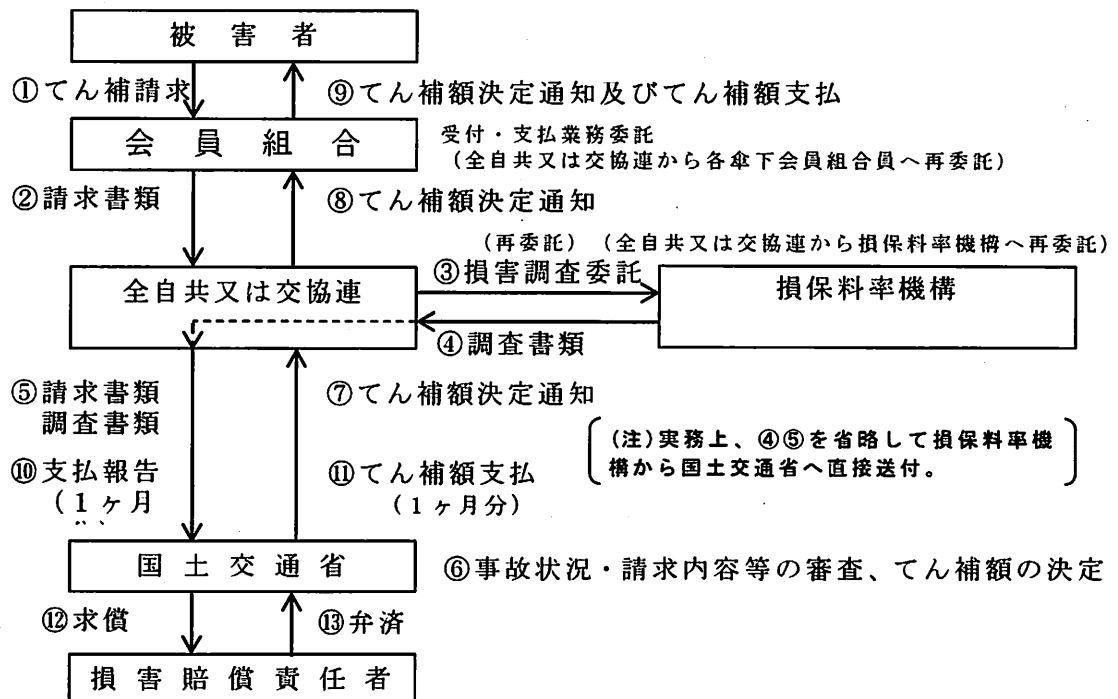
〔図〕

保障事業の業務フロー（概要）

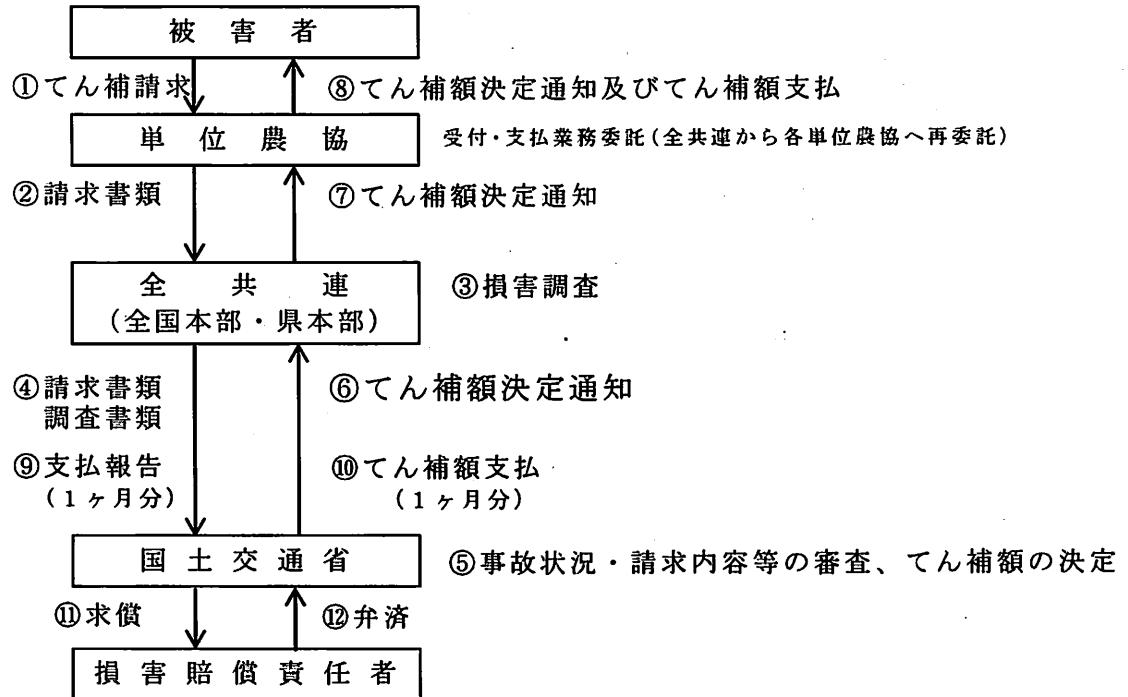
1. 保険会社又は全労済→損保料率機構の場合



2. 全自共又は交協連→損保料率機構の場合



3. 単位農協→全共連の場合



2 ひき逃げ事故

ひき逃げ事故については、法第 72 条第 1 項前段に規定されているとおり、「政府は、自動車の運行によって生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかでないため、被害者が法第 3 条〔自動車損害賠償責任〕の規定による請求をすることができないときは、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する」こととされているが、加害者が加害車両とともに逃走して不明の場合や、加害者が加害車両を残して逃亡し、当該車両が本来の保有者に管理責任が及ばない盗難車であるため、損害賠償責任者が不明となっている場合が該当する。

なお、加害容疑者が加害事実を否認し、公判で係争中のような場合には、その時点では損害賠償責任者が確定しないので、一旦「ひき逃げ事故」の事案として取扱う。

ただし、加害容疑者が存在する事案については、後々損害賠償責任者が確定して自賠責保険の対象となる場合や、無保険事案となる場合があるため、「自動車損害賠償保障事業事故状況調査報告書」（別紙 19）にその経緯、加害容疑者の氏名、年令、本籍地、送致先検察庁名、送致年月日及び送致番号又は検番を記載するとともに、損害賠償責任者が確定した段階でその旨を国土交通省に報告する。

（注 1）自動車の運行による事故であっても、他車両との因果関係が認められない被害者の単なる自損事故や被害者の一方的過失による事故等加害者側に法第 3 条の責任が認められない場合は、ひき逃げ事故及び無保険事故の区分に関係なく、そもそも保障事業の対象外である。

なお、非接触型の誘因車逃走事故については、事故状況の十分な調査が極めて重要となる。

（注 2）加害運転者は逃亡したが、加害車両が判明しており、その車の保有者が法第 3 条の規定による損害賠償責任を負う場合であって、当該車両に有効な自賠責保険の契約が締結されているときは、自賠責保険の対象となり、保障事業（ひき逃げ事故）の対象とはならない。なお、当該車両に有効な自賠責保険の契約が締結されていない場合は、保障事業（無保険事故）の対象となる。

（注 3）自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書は、必ずしも自動車の事故によるものだけとは限らない。保障事業の対象となるのは、当該事故が人身事故であって、かつ、自動車の運行によって生じたものであることが必ず確認されなければならない。

3 無保険事故

無保険事故については、法第 72 条第 1 項後段に規定されているとおり、「責任保険の被保険者及び責任共済の被共済者以外の者が、法第 3 条の規定によって損害賠償の責に任ずる場合（その責任が法第 10 条に規定する自動車〔責任保険等の適用除外車〕の運行によって生じる場合を除く。）も、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する」こととされているが、加害車両に有効な自賠責保険の契約が締結されていなかった場合や、事故前に自賠責保険の期限が切れていた場合のように、自賠責保険の被保険者以外の者に法第 3 条の損害賠償責任が生じる場合が該当する。

なお、無保険事故の場合に、政府が損害額のてん補を行ったときは、政府は法第 76 条第 1 項に基づき被害者が損害賠償責任を有する者に対して有する権利を取得し、損害賠償責任者に対して求償を行うこととなるので、損害賠

償責任者の認定に当たっては十分に調査する必要があり、また、損害賠償責任者に対する求償時効（時効起算日より3年（民法第724条））との関係で、迅速な処理が必要とされるので、特に注意する必要がある。

（注1）原動機付自転車を含め全ての自動車（農耕作業用小型特殊自動車（耕運機等）を除く。）は自賠責保険への加入が義務付けられており、法第10条に定められている自動車（①国その他政令で定める者が政令で定める業務又は用途のため運行の用に供する自動車（自衛隊、米軍及び国連軍の任務の遂行に必要な軍用車両）及び②道路（道路法の道路、道路運送法の自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所）以外の場所のみにおいて運行の用に供する自動車（工場内のみで使用する構内作業用自動車等））に限って適用除外となっている。

したがって、官公庁の公用車や外交官の車両等も全て自賠責保険への加入が義務付けられていることから、当該車両が有効な自賠責保険の締結がないまま事故を起こした場合には無保険事故に該当することとなる。

（注2）通常は工事現場、競技場等の中で使用されている車両であっても、道路上や一般人が往来する工事現場等一般の交通の用に供されている場所を運行する場合には自賠責保険への加入が義務付けられていることから、当該車両が有効な自賠責保険の締結がないまま事故を起こした場合には無保険事故に該当する。

また、通常、一般の道路等を走行する車両については、自賠責保険への加入が義務付けられており、これらの車両が工事現場等一般交通の用に供さない場所において起こした事故であっても、有効な自賠責保険の締結がないまま事故を起こした場合には無保険事故に該当する。

4 保障事業及び自賠責保険の適用対象区分

車両自体には有効な自賠責保険の契約が締結されている盗難車による事故で当該車両の本来の保有者等の管理責任に問題がある場合や有効な自賠責保険の契約が締結されている車両を含む複数の自動車によって惹起された共同不法行為による事故の場合は、まず自賠責保険請求事案として取扱うものとする。

（1）盗難車による事故

盗難車により惹起された事故については、警察署に盗難届の有無を確認するとともに、盗難車の保有者に盗難時の状況等について照会を行い、回答書を取付ける。

盗難車であっても本来所有者の損害賠償責任が生じる場合があり、保有者の車両管理の状況が適切であったか否かが法第3条の責任の有無を判断するうえで重要な要素となるため、次の事項について十分調査をする必要がある。

- ・ 盗難の場所（周囲の状況、人の出入りの可能性等）
- ・ [REDACTED]
- ・ 人的関係（保有者と盗んだ者との関係）
- ・ 時間的経過（盗難日、盗難届出日、事故日）

（注）保障事業又は自賠責保険のどちらで取扱うか等具体的な適用対象区分については、表1の「保障事業（ひき逃げ・無保険）及び自賠責保険の適用対象区分」を参照のこと。

なお、本手引きにおける「盗難車」には、[REDACTED]も含むものとする。

(2) 共同不法行為による事故

保障事業は最終的な救済措置なので、共同不法行為による事故、つまり複数の自動車により惹起され、そのいずれもが損害賠償責任を有する事故（例えば2台の車両が衝突し、同乗者が死傷し双方の運転者に過失があった事故）の場合であって、他の加害車両の自賠責保険からの支払を受ける被害者に対しては、さらに残余の損害がある場合でも保障事業からの損害てん補は行わない。

また、保障事業では、共同不法行為による事故で、被害者の損害額が保障金額（法定限度額）を超える場合でも、自動車1台当たりで算定する自賠責保険のように、保障金額×不法行為車台数の範囲で支払われるものではなく、被害者1人につき、政令で定められた額の範囲内で損害のてん補を行う（法第72条第1項、令第2条及び第20条）。

なお、共同不法行為による事故の場合の適用上の留意点は、次のとおり。

- ① 有効な自賠責保険の契約が締結されている車両（以下「付保車」という。）とひき逃げ車又は無保険車（無共済車を含む。以下同じ。）との事故の場合
いずれの場合も付保車側の保有者が明らかであり、自賠責保険から支払があるため保障事業の対象とならない。

② 無保険車と無保険車との事故の場合

法第3条の損害賠償責任者が自賠責保険の被保険者以外の者であるから、保障事業の対象となる。

（注1）損害賠償責任は双方の運行供用者が不真正連帯債務を負うことになり、一方の損害賠償責任者から賠償金の支払がある場合は、他方の損害賠償責任者と連帯して債務を負担したものとして、法第73条第2項に基づく調整を行う。

（注2）一方の損害賠償責任者と被害者が示談を締結している場合、その効力是他方の損害賠償責任者には及ばない。例えば、40万円の損害を受けた被害者が損害賠償責任者A、Bのうち、Aと10万円で和解し、10万円を受領している場合、10万円は損害賠償責任者の支払額として処理し、被害者に30万円をてん補することになり、政府は30万円をBのみに請求する。なお、A、B間においては、その過失割合に応じて求償関係が生じることになる。

③ 無保険車とひき逃げ車との事故の場合

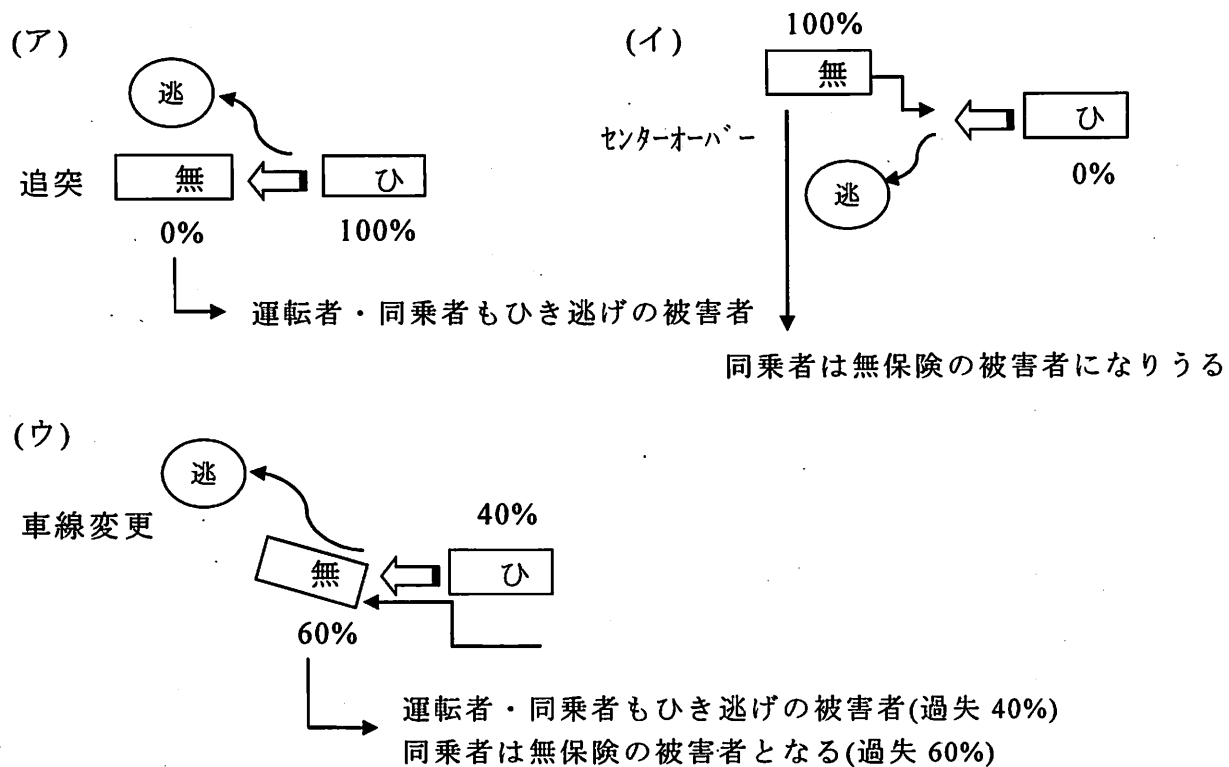
無保険車側及びひき逃げ車側の各々の過失の有無・割合によって取扱いが異なる。

（ア）無保険車側が無過失の場合は、無保険車の運転者も同乗者もひき逃げ事故の対象となる。

（イ）ひき逃げ車側が無過失の場合は、無保険車側の同乗者は、無保険事故の対象となり得る場合がある。本件事故の場合は、一般論的には定義することが困難であるため、個別の事案毎に慎重に検討することが必要である。

（ウ）無保険車側に過失がある場合は、ひき逃げ車側の過失割合の分は、無保険車側の運転者・同乗者もひき逃げ事故の対象者となる。
この場合、同乗者は、無保険車側の過失割合の分は無保険車事故の

対象ともなり得る場合がある。



④ ひき逃げ車とひき逃げ車との事故の場合

複数車両による交差点内での出会い頭の事故で歩行者が負傷し、加害者側がいずれも逃走してしまったような場合が考えられるが、当然、ひき逃げ事故として取扱う。

〔表 1〕 保障事業（ひき逃げ・無保険）及び自賠責保険の適用対象区分

事 案 内 容	保障事業の 適用対象		自 賠 責 の 適 用 対 象
	ひき 逃げ	無 保 険	
1. 加害者が逃亡した事故 (1) 加害者が未検挙の場合 (ア) 加害車両も不明の場合 (イ) 加害車両判明の場合（3. を除く。） ① 保有者の管理責任を問える場合 a. 自賠責保険 無 b. 自賠責保険 有 ② 保有者の管理責任を問えない場合 （自賠責保険契約の有無にかかわらず） (2) 加害者が検挙された場合（3. を除く。） （加害事実否認の場合は、2. を適用。） ① 自賠責保険 無 ② 自賠責保険 有	 ○ — — ○ — — — —	 — ○ — — — ○ — — —	 — — ○ — — — ○ — —
2. 加害者が加害事実を否認した事故（3. を除く。） (1) 加害者が確定しない場合 (2) 請求後、加害者が確定した場合 ① 自賠責保険 無 ② 自賠責保険 有	 ○ — — —	 — ○ — —	 — — — ○
3. 盗難車による事故 (1) 保有者の管理責任を問えない場合 （自賠責保険契約の有無にかかわらず） ① 加害者が未検挙の場合 ② 加害者が検挙された場合 (2) 保有者の管理責任を問える場合 （加害者の検挙・未検挙にかかわらず） ① 自賠責保険 無 ② 自賠責保険 有	 ○ — — —	 — ○ ○ —	 — — — ○
4. 共同不法行為による事故 (1) 無保険車又はひき逃げ車と付保車 (2) 無保険車と無保険車 (3) ひき逃げ車と無保険車（過失の有無による） (4) ひき逃げ車とひき逃げ車	 — — (○) ○	 — ○ ○ —	 ○ — — —

Ⅱ 損害てん補額の支払請求の受理等

1 請求権者

保障事業への請求は、法第72条第1項の規定により、被害者（死亡の場合は遺族）についてのみ認められており、病院等の第三者からの事務管理的な請求は認めていない。また、自賠責保険の場合には、健康保険等の被保険者に給付を行った社会保険の保険者は、被保険者から代位した加害者に対する損害賠償請求権に基づき保険会社等へ求償できるが、保障事業の場合には、政府は損害賠償責任者ではないので、健康保険等社会保険からの求償は認められない。

ただし、例外として、次の場合は保障事業でも第三者の請求が認められる。

- 相続人がいない場合で、隣人などが葬儀を行った場合の葬儀費の請求。
- 相続人のいることが明確でない場合及び請求権者が居所不明の場合に選任される財産管理人（民法第952条）の請求。ただし、財産管理人のてん補請求行為は職務の範囲を逸脱する行為であるから、裁判所の許可（証明書）を要する。

なお、具体的な請求権者については、次のとおりである。

（1）傷害及び後遺障害の場合

損害てん補の請求権者は、被害者本人である。

（注）被害者が請求後に死亡した場合は、本人の請求権は法定相続人が相続することになるので、原則として、民法に定める相続人が請求権者となる。

（2）死亡の場合

① 葬儀費、逸失利益、慰謝料（本人分）

損害てん補の請求権者は、原則として民法に定める相続人である（民法第886条～第895条。ただし、葬儀費については、相続財産には該当せず、当該葬儀費を支払った人が請求権者となる。）。

（ア）第1順位 子（養子及び認知を受けた子を含む。）

（イ）第2順位 直系尊属。ただし、親等の異なる者の間ではその近い者を先にする。

（ウ）第3順位 兄弟姉妹

（エ）被害者の配偶者は常に相続人となり、（ア）～（ウ）によって相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

（注1）相続人が死亡等により相続開始以前に相続権を失ったときは、その子がこれを代襲して相続人となり、請求権についても当該相続人と同じ地位に立つ。

（注2）胎児、外国人等については、国土交通省に照会し、その指示を受けること。

② 慰謝料（遺族分）

被害者の父母、配偶者及び子の全てが遺族慰謝料のてん補請求権者として認められる（民法第711条）。

（注）内縁関係にある場合は、遺族慰謝料認定の際、民法上の配偶者に準じて取扱い、事実上婚姻と同様の関係にあることを立証する書類（住民票、健康保険証等）の提出を求める。

2 請求者

損害てん補の請求は、前記1の請求権者が行うこととなるが、請求権者が未成年者又は成年被後見人の場合には、法定代理人が当該請求を行うこととなる。

また、請求については、民法第643条の規定に基づき委任請求を行うことができる。ただし、自賠責保険の請求とは異なり、病院等からの治療費等のみの事務管理的請求は認めない。

3 請求書類の受付

（1）受付窓口

請求の受付は、保険会社等、単位農協及び会員組合の請求受付窓口（以下「受付窓口」という。）において行い、この際、必ず請求者から下記の請求書類を取付けるとともに、損害てん補請求書に受付店名、受付番号を記入する（別紙の「調整書類、様式」を参照）。

- ① 自動車損害賠償保障事業への損害のてん補請求書
- ② 請求者の印鑑登録証明書
- ③ 交通事故証明書
- ④ 事故発生状況報告書
- ⑤ 診断書（死亡の場合は死亡診断書又は死体検案書、後遺障害の場合は後遺障害診断書）
- ⑥ 請求金額算出基礎証明書（診療報酬明細書及び通院交通費明細書等）
- ⑦ 委任状（受任者が請求する場合）
- ⑧ 委任者の印鑑登録証明書（受任者が請求する場合）
- ⑨ 戸籍謄本又は除籍謄本（死亡の場合）
- ⑩ 他法令給付証明書（健康保険等の被保険者証の写し等）

受付時において、他法令給付額が法定限度額を超過しており保障事業からてん補する余地がないことが明確な場合、被害者に重大な過失がある場合及び明らかに請求時効が完成している場合には、請求者に対し、自賠責保険と異なり他法令調整が行われること、自賠責保険と同様に重大な過失による減額が行われる場合があること及び請求権が時効により消滅していること等保障事業の制度を十分に説明し、請求者にあらぬ期待をいだかせないように注意すること（ただし、具体的な金額、支払時期及び過失割合についての説明は一切しないこと）。なお、上記の場合にもかかわらず、請求するという場合には、受付窓口において受付を拒否してはならないことに注意すること。

受付窓口において請求者側の提出書類を受付したときには、必要事項が漏れなく記載されているかどうか点検のうえ受付簿に記載し、必ず全書類に受

付店所、受付年月日を表示した受付印を押印しなければならない。特に損害のてん補請求書への受付窓口の受付印は、請求権行使の年月日を証するものであり、必ず正確、明瞭に押印しなければならない。

なお、提出書類には、受付印以外のものをみだりに押印し、又は加筆してはならない。

(注1) 受付窓口とは、保険会社等の代理店等ではなく、保険会社等の組織内の受付窓口をいう。

(注2) 請求時効切迫事案については、請求書類が全て整わない段階でも受付し、被害者に対し早急(1ヵ月以内)に書類を提出するよう指導すること。

(2) 請求時効

不法行為による損害賠償請求権の消滅時効は、損害及び加害者を知ったときから3年、不法行為が行われた時から20年であるのに対し(民法第724条)、保障事業に対する損害のてん補請求権の時効は、3年の短期消滅時効を採用している(法第75条)。これは、必要最小限の救済措置である保障事業への請求権を長らく行使しない場合は、時間の経過により事故の実態把握等が困難となるため、いつまでも権利を存続させておく理由がないからである。

① 請求権の消滅時効の起算日は、原則として傷害の場合は事故発生日、後遺障害の場合は症状固定日、死亡した場合は死亡日であり、時効はその翌日(ただし、午前0時の場合は当日)から進行する(民法第140条)。

② 保障事業に対する損害のてん補請求権は、公法上の金銭債権として会計法第31条第1項の規定の適用を受けるため、請求者の法の不知その他いかなる事情がある場合においても、政府は3年経過後の請求については損害のてん補を行わない。

ただし、時効完成日が休日である場合は、その翌日をもって時効期間の満了日とする。(民法第141条及び第142条)

③ 損害のてん補請求日は、受付窓口において請求書を受付した日である。

ただし、付保車と無保険車の共同不法行為による事故の場合や、盗難車等による事故の場合等であって、自賠責保険の対象となるのか保障事業の対象となるのかが明白でなかったため、自賠責保険に請求したが、最終的に保障事業として取扱うこととなり、その時点で時効起算日から3年を経過してしまっている場合には、被害者保護の観点から自賠責保険に対する請求の日を保障事業に対する請求の日として取扱うものとする。

他方、当事者間において、民事訴訟を行っている場合であっても、保障事業への請求権の時効は中断されないのに注意を要する。

4 請求書類受付時の留意事項

(1) 請求書

① 保障事業への損害のてん補請求は、「自動車損害賠償保障事業への損害のてん補請求書」（別紙 1）の用紙を使用させること。

② 請求書は、原則として、請求者自身に記載させること。ただし、「請求内容」欄は、あえて記載を求める必要はなく、また、「加害運転者」及び「保有者」欄についても、不明である場合は、あえてこれらの欄への記載を求める必要はない。

（注）「請求内容」（請求する金額）は、請求者側において算定することが事実上困難であることによるものである。

③ 請求者の印は、必ず印鑑登録証明書の印（登録印）を使用させるようにすることとし、てん補金受領まで同一のものを使用させること。

なお、損害のてん補請求書に押印されている実印と印鑑登録証明書の登録印が同一であることを確認し、異なる場合は請求書のコピーを送付し、登録印を押印させること。

④ 請求書を受付窓口へ提出後、請求者の住所等記載事項に変更があった場合は、速やかに変更後の事項を連絡するよう、請求者に説明すること。

⑤ 一旦受付した請求書は、いかなる理由があっても直接請求者へ返却してはならない。また、受付した請求関係書類は、後述の 5 に従い、遅滞なく損保料率機構又は全共連（県本部）へ送付する。

（2）印鑑登録証明書

請求にあたっては、請求印に係る印鑑登録証明書を添付させること。

（3）委任状等

① 受任者による請求の場合

請求権者が代理人に請求を委任する場合は、必ず「委任状」（別紙 2 の 1）及び委任者の印鑑登録証明書を提出させること。

② 被害者が成年被後見人の場合

被害者が事故による重度後遺障害等のため、自ら請求することが不可能な場合は、成年後見人による請求とし、成年後見人であることを証する家庭裁判所の証明書又は法務局の登記事項証明書を必要とする。

ただし、請求時において被害者の成年後見人が未就任の場合は、成年後見人就任後、上記証明書とともに正式な損害のてん補請求書を提出させること。なお、この場合の請求時効については、民法第 158 条の規定により、時効の期間の満了前 6 ヶ月以内の間に成年後見人がいない場合は、成年後見人が就任してから 6 ヶ月内に請求すれば時効完成とはならない。

③ 被害者が未成年者の場合

被害者が未成年者の場合は、親権者の請求とするが、父母両者がいる場合においては請求を一本化し、一方の親権者より他方の親権者への委任状、委任者の印鑑登録証明書及び親権者であることを証する資料として戸籍抄（謄）本を提出させること。

また、親権者となるべき者がいない場合は、未成年後見人による請求とし、未成年後見人であることを証する家庭裁判所の証明書を提出させること。

なお、被害者が未成年者であっても請求時に婚姻している場合（成年擬制）は、本人からの請求を認めるものとする（民法第753条）。

④ 被害者が被保佐人の場合

被害者が被保佐人の場合は、保佐人の同意書及び保佐人である事を証する家庭裁判所の証明書を提出させること。ただし、保佐人の同意が得られない場合は家庭裁判所の許可が必要である。

（注1）代理人への委任年月日は、請求年月日以前の年月日でなければならない。ただし、請求後に新たに代理人への委任を要する特段の事情が発生した場合の取扱いについては、国土交通省に照会し、その指示を受けること。

（注2）死亡の場合、請求権者が未成年のときは、法定代理人が代理請求する旨の「念書」（別紙2の2）を必要とする。

（4）交通事故証明書

保障事業においては、政府が損害額のおてん補を行ったときは、政府は法第76条第1項に基づき被害者が損害賠償責任を有する者に対して有する権利を取得し、損害賠償責任者に対して求償を行うこととなるので、対象となる事故に関し客観的な事故状況の把握及び人身損害の発生が公的に証明されていることが必要である。しかしながら、ひき逃げの無届事故は一般的に事実の立証が難しく、歩行中に後方から進行してきた自動車らしいものに当てられたという程度で、しかも数日後になって痛み出し治療を受けたと申告してくるような場合が多い。また、無保険事故についても、損害賠償責任者が被害者に人身傷害を負わせたことを認識していない状況で、被害者側から長期治療を行った書面を添付して保障事業に対して請求を行うことがある。

このため、請求にあたっては、保障事業の対象となる交通事故であることを証明するに足りる書面として、自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書」（別紙3）及び「事故発生状況報告書」（別紙4）の添付を求めること。

なお、交通事故証明書の照合記録簿の種別欄が「物件事故」となっていて、警察署に届出ても「人身事故」に切り替えてもらえない場合等は、その理由を詳細に記載した「人身事故証明書入手不能理由書」（別紙3の2）を請求者から取付けること。

さらに、「人身事故証明書入手不能理由書」の提出がされない場合は、その理由を聴取の上、「人身事故証明書入手不能理由書」の「Ⅲ. 請求受付窓口における説明」に関する事項及び提出しない理由を記載した「人身事故証明書入手不能理由の記録」（別紙 3 の 3）を作成し、損保料率機構又は全共連（県本部）に送付すること。

（注 1） 被害者が警察署に届出ていない事故については、請求前に警察署へ届出るよう教示すること。

また、交通事故証明書上「物件事故」となっているものについては、請求者に対し、請求前に警察署へ届出て「人身事故」に切り替えてもらうよう教示すること。これらの教示については、時間が経過するほど人身事故証明書の交付の可能性が低くなるため、被害者救済を行う観点から受付時において教示することが必要である。

なお、人身事故証明書入手不能理由書を取り付ける際に加害者又は第三者による目撃がある場合には、その者が記名・押印し、かつ、具体的に事実を把握できるよう記入されたものを提出すること。

（注 2） 警察署に届出ても「人身事故」に切り替えてもらえない場合等には、受傷が軽微で検査のために医療機関で受診したのみの場合を含む。

また、人身事故証明書入手不能理由書が提出されても、交通事故と受傷の因果関係が認められないとして、てん補が受けられない可能性があるので、入手不能理由書を提出したことにより、人身事故証明書の提出が不要とされたとの誤解を受けないようにすること。なお、当方で規定した「人身事故証明書入手不能理由書」の様式によらないものが提出された場合には、当該理由書が提出されたものとは取り扱わないので、注意すること。

（注 3） 「人身事故証明書入手不能理由の記録」を作成する事案では、交通事故と受傷の因果関係が認められないとして、てん補が受けられない可能性があり、引き続き、調査機関及び国土交通省から請求者に対し人身事故証明書の取得を要請することとしている。特に、以下の理由とする場合には、請求者は請求受付窓口におけるやりとりにより人身事故証明書の提出が不要とされたとの誤解を受けるおそれがあるので、請求者に「人身事故証明書入手不能理由書」を必ず配付する等注意する必要がある。

○ 「ひき逃げ事故で加害者不明のため物件事故とした。」との説明を受けた

○ 「物件事故証明書でも保険金は支払われる。」との説明を受けた

○ 「受傷が軽微のため短期間で治療を終了する予定。」という理由としつつ長期の治療を受けた

（５）診断書等

請求にあたっては、医師の発行する「診断書」（別紙 5）（死亡の場合は「死亡診断書」又は「死体検案書」）の添付を求めること。

また、後遺障害については、「後遺障害診断書」（別紙 6 の 1 及び 6 の 2）の添付を求めること。

（６）請求権者等の戸籍謄本又は除籍謄本

死亡の場合には、請求権者の有無を確認するため、被害者本人及び請求権者になり得る各人の戸籍謄本又は除籍謄本を必要とする。なお、提出のあった戸籍が、改製後の戸籍（昭和 32 年法務省令第 27 号及び平成 6 年同令 51 号）である場合は、改製の際に死亡又は婚姻により除籍されている者については、削除されて戸籍が編製されるため、請求権者全員を確認できない場合があるので、その場合には各々原戸籍謄本が必要となる。また、戸籍が電子

的に管理されている場合には、当該電算化前の「平成改製原戸籍」を必要とする場合もある。

戸籍法では、子が婚姻すると親の戸籍から除かれて別の新戸籍を編製することになっており、相続人全員を知るためには、必ず「戸籍謄本（全部事項証明）や除籍謄本」を取付けて調査する必要がある。

5 書類の送付

受付窓口においては、前記「3」の請求書類を受付けた後、その全てを遅滞なく、損保料率機構保障事業部又は全共連（県本部）へ送付書をつけて送付すること。

なお、無保険事故について、損害賠償責任者に対する求償時効が迫っている場合には、受付窓口で請求書類を受付後、損保料率機構又は全共連（県本部）に事前連絡し、その取扱いについて指示を受けること。

6 受理報告

保険会社等は、保障事業への損害のてん補請求書の受理件数を毎月とりまとめて翌月 15 日までに報告する。

（注）「保障事業への損害のてん補請求書の受理件数の報告について」

（昭和 38 年 1 月 21 日 自保第 64 号 自動車局長通達）

Ⅲ 損害額の調査等

1 書類の調整

(1) 書類の受付、調査及び送付

① 受 付

損保料率機構又は全共連（県本部）は、受付窓口から書類の送付を受けたときは必ずこれを確認の上、受理し、請求書に損保料率機構又は全共連（県本部）の受付番号を付し、これを請求書受領の請書に付記し受付窓口に戻送する。

② 調 査

保障事業の調査は、事故の状況、損害賠償責任者や社会保険の給付額、損害額の調査など一切に及び、かつ、被害者側にも加害者側にも対抗でき、しかも訴訟となったとき裁判を維持出来るだけの客観性あるものであることを要する。また、被害者に対して迅速な損害のてん補を図るとともに、特に、無保険事故については損害賠償責任者に対する求償時効（時効起算日より 3 年）との関係があり、また、事故後の経過により損害賠償責任者の住所が変わったり、損害賠償責任者である法人が破産又は解散してしまうこともあるので、早急な処理を要する。

損保料率機構又は全共連においては、特別な事情がある事案についても、受付窓口で請求受付後 6 カ月以内に調査を終了することを目途に調査を進める必要があり、無保険事案で事故発生後 2 年を経過したものは、求償時効（時効起算日より 3 年）との関係があるので、国土交通省あて「保障事業未処理事案報告書」（別紙 7）を送付するとともに、特に迅速な処理を要する。

したがって、処理状況を点検し、特に自賠責保険との兼務の調査員の場合、保障事業が後回しにならないよう努めなければならない。

なお、受付窓口から送付された関係書類に不備・不足がある場合でも返送することなく、必ず受理し、また、損害調査に必要な不備・不足書類は請求者に行わせるよりも正確な書類が早く入手できるものもあるため、必要に応じて損保料率機構又は全共連において取付けることにより、事務処理の迅速化を図ること。

③ 送 付

損保料率機構において調査が完了したときは、一件書類を保険会社等（全共連を除く。）に送付するものとし、これを受理した保険会社等（全共連を除く。）は、「自動車損害賠償保障事業への損害のてん補請求書等の送付について」（別紙 8）により、国土交通省へ送付する（実務上、調査書類を損保料率機構から国土交通省に送付。）。

また、全共連県本部において調査が完了したときは、一件書類を全共連

全国本部に送付するものとし、全共連全国本部で確認後、国土交通省へ送付する。

国土交通省へ送付した後、特にひき逃げ事故の加害容疑者（車）有りの事案及び無保険事故の一部の事案については、国土交通省の担当官から照会を行うこととなるので、国土交通省へ送付する書類については、必ず主要な部分をコピー等により保存しておくこと。

（２）取下げ処理

加害車両に有効な自賠責保険の契約が締結されている車両であることが判明し、自賠責保険へ請求を切り替える場合や、当事者間で有効な示談が成立し、示談条件が完全に履行された場合等には、請求の取下げ事案として、請求者より「取下げ願書」（別紙 48）を取付けのうえ処理する。取下げ事案については、損害額等の調査をする必要はないが、取下げに至った経緯を調査し、経緯書を作成の上、通常の事案と同様、国土交通省まで送付する必要がある。

なお、「取下げ願書」の提出依頼を再三行うも提出のない場合には、保障事業損害額積算明細書（傷害 1）の摘要欄にその理由を明記して、請求者あての請求取下げ願書提出依頼文書の控を一件書類に添付し、国土交通省へ送付すること。

（注 1）取下げ願書は原則として、請求者本人の直筆によるものとし、印鑑登録証明書の印を押すことが必要であり、宛名を国土交通大臣とするよう留意すること。

（注 2）請求の取下げは請求者（被害者等）の自由意志に基づくものであり、損保料率機構又は全共連がこれを指導し又は強制するようなことがあってはならない。

（注 3）損保料率機構又は全共連において調査の結果、自賠責保険への請求が可能となり、自賠責保険へ請求を切り替える場合には、請求者に対して「自賠責保険へ請求切替えのご案内」（別紙 9）を送付する。

（注 4）交通事故証明書と自賠責保険の保険証明書で車両の同一性が確認できない場合は、登録事項等証明書等を取付け確認すること。

（３）二重請求の防止

保障事業に対する損害のてん補請求は、自賠責保険に対する請求と異なり政府が業務を委託している保険会社等であれば、いずれの受付窓口に対しても可能であるため、二重請求防止に関する対策を講じる必要がある。

損保料率機構及び全共連は、損害のてん補請求関係書類を受理したときは、それぞれ当該組織内において二重請求であるか否かの確認を行い、その結果、二重請求に該当する場合には、損害調査が完了しているか否かにかかわらず、国土交通省に連絡のうえ指示を受けること。

なお、他の保険会社等には傷害による損害を、当該保険会社等には後遺障害による損害の請求を行っている場合のように二重請求に該当しない場合には、損害調査報告書の損害調査額算出経緯欄の冒頭に、例えば「本件は、受付番号〇〇－〇〇号にて傷害による損害は調査完了済み」と記載し、他の保険会社等の事案の損害調査報告書のコピーを取付け請求関係書類に添付

すること。

(4) 「政府の保障事業調査員手帳」の携行等

損保料率機構（調査事務所）及び全共連（県本部）の職員は、調査の実施にあたっては、国土交通省発行の「政府の保障事業調査員手帳」を携行するものとする。

また、当該調査事務所及び県本部の職員は、調査上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(5) その他

事故内容その他必要事項を調査確認した場合は、すべての事項について必ず「いつ、どこで、誰から、誰がどのような方法で聴取確認したか」を記載した確認書を作成し、請求関係書類に添付すること。

(6) 調整書類

損保料率機構又は全共連において調整すべき書類は後掲の別紙（調整書類、様式）に定めるところによるが、添付書類はいずれもその発行者、作成者が明らかなものでなければならない。

書類の訂正や文章の削除は、インク消等によらないで抹線及び押印（作成者印によること）によって行う。請求者や加害者からの書類には一切加筆、削除、押印してはならず、付言説明する必要がある場合には確認書を作成するか、または損害調査報告書の経緯欄に記入する等の方法によるものとし、記入にあたっては、前記Ⅲ 1（5）の事項に注意すること。

また、必要書類の取付けを依頼する場合には、その取付けの方法と理由をわかり易く説明するとともに、必要以上の書類を要求して被害者側に無駄な出費を強いることがないように注意しなければならない。

さらに、書面で請求者に依頼する場合には、担当者の連絡先を必ず記載すること。

なお、調整書類の作成に当たって、具体的に留意すべき事項は次のとおりである。

① 損害調査報告書

損害等の調査報告は、自動車損害賠償保障事業損害てん補基準（平成 19 年 3 月 30 日国土交通省告示第 415 号。以下「てん補基準」という。）及び自動車損害賠償保障事業損害てん補基準実施要領（平成 22 年 3 月 29 日付国自保第 1109 号、国土交通省自動車交通局保障課長通達。以下「実施要領」という。）の定めるところに従い、「自動車損害賠償保障事業損害調査報告書」（別紙 10）に所要事項を記入して行うが、国土交通省に提出する際に電子媒体で報告を行う場合には、同「報告書」の提出は省略するものとする。

なお、被害者の損害額等の具体的積算内容は、「保障事業損害額積算明細書」（別紙 11）により報告されることとなるが、国土交通省でそのまま決

定されるとは限らないので、被害者、加害運転者、損害賠償責任者及び第三者等関係者には知らせないよう特に留意すること。

(注) 被害者側、加害者側に対する確認事項は文書によるものとするが、公共機関等の場合で、特にその証明書を必要とする場合を除いては、電話確認で差し支えない。この場合、確認した内容を損害調査報告書の経緯に記載すること。

なお、この場合、前記Ⅲ 1 (5) の事項に注意すること。

② 損害賠償責任者の認定調査

無保険事故については、損害賠償責任者に対して求償を行うため、法第3条の運行供用者としての責任を負う者の認定を行わなければならない。

法第3条は、「自己のために自動車を運行の用に供する者」が損害賠償責任を負う旨定めている。

すなわち、運行を支配し運行による利益を享受する者が、運行供用者であり、法第3条の損害賠償責任者である。したがって、自動車の使用につき正当な権利を有する者（法第2条第3項）のほか、正当な使用権利なしに運行の用に供する泥棒運転者も運行供用者である。一方、事業用自動車の運転者など他人のために運転に従事する運転者（法第2条第4項）は運行支配権を有しないので、民法第709条の不法行為による損害賠償責任を負うにとどまり、法第3条の損害賠償責任を負わない。

具体的には、状況や条件が多様多様であって一般的に説明することは困難であるが、大まかな考え方としては、以下により損害賠償責任者を認定する。

(ア) 損害賠償責任者の認定

(a) 車を貸与した者

自動車の所有者が私用のため運行する場合又は借用者が同じく私用のため運行する場合は、これら所有者又は借用者が運行供用者となるのは言うまでもないが、一方、自動車の貸与者も運行供用者となって、法第3条の損害賠償責任を負うのが通例である。

すなわち貸与に際し、運行上の条件や制限を付しうること、並びに短時日後には支配権が返還されるものであることなどにより、運行の支配権は、なお貸与者から失われていないと見ることができる。

一方、運行利益については、賃貸の場合は対価を受けるのであり、また、使用貸借の場合は、友人・知人など密接な人的関係があつて感謝を受けることになるため、運行利益を享受することになる。

(b) 事故を起こした未成年者の親等

親の全面的な監護下にある（親と同居し、かつ、親に扶養されている）ような子の通学・通勤・レジャー用のために車を買与えた親は子の運行に介入しうるので、子と共に運行供用者責任を負う。ただし、子が未成年の有職者で車の維持管理費用も自ら負担し、同居していても親の監護下にないような場合は、親の運行供用者責任の追及は困難

である。なお、家族の共同利用又は家業に使用されているマイカーの所有者は、事故を起こした家族の一員とともに家族の代表者として運行供用者責任を負うこととなる。

(注) 未成年者でも責任能力は有しているので賠償責任を負う。ただし、求償は法定代理人を通じて行われるので法定代理人（通常親権者たる父及び母の双方）の住所・氏名を調査し、記入しておかなければならない。

(c) 自動車登録上の所有者

損害賠償責任者の確認や無保険であることを調査するため登録事項等証明書等を取付けるものとしているが、次のような場合は自動車登録上の所有者が運行供用者に該当しない場合があるので留意すること。

(i) 所有権留保付き割賦払い車の場合は、所有者は単に売主にすぎず、買主が実際に使用し運行利益を得るため、所有者は運行供用者でない。ただし、所有者の親会社に、使用者の子会社が割賦払いする場合で、親会社の専属輸送を行う場合、あるいは親会社が運搬の監督や運送指示する等の場合は割賦販売の売主の親会社も共に運行供用者となる。

(ii) 税金対策上や車庫とばしの理由で運行には全く関与しない第三者を所有者として登録している例が見受けられるが、単なる名義貸しだけの者は運行供用者には該当しない。

(iii) 車の整備中に整備業者の雇人が起こした事故は、運行の支配権は整備業者に移っており、整備業者のみが運行供用者責任を負う。

整備業者に引渡すため、あるいは整備完了車を依頼者に引渡すため、整備業者の雇人が運搬中に起こした事故の場合は、整備業者と依頼者との両者に責任がある場合と整備業者のみに責任がある場合との両方ある。

修理契約の内容、当該地区の慣行、あるいは親会社・子会社のつながりなどによってそれぞれ異なる。

なお、整備完了までの間代車を提供してもらうことが多いが、代車による事故の場合、有償無償を問わず貸与と同様に考えて整備業者及び使用者の双方が運行供用者責任を負う。

(iv) 車庫や駐車場等に預けた車を車庫駐車場の従業員が持出して事故を起こしたとき、車に対する運行の支配権は車庫駐車場業者に移転しているので、預けた者の運行供用者責任は追及できないとするのが通説である。

(v) 単に所有名義の変更を怠っているにすぎない場合は、実質的には

所有権は移転し、自動車の支配権も譲受人にあると考えられるので、譲渡人の運行供用者責任は否定される。

一方、譲渡後もその自動車の運行が譲渡人のために優先的又は専属的に行われている場合には、当該自動車に対する支配権、管理権を失っていないので、譲渡人は運行供用者となる。

(d) 雇用主の責任

(i) 業務上の運行で従業員が事故を起こした場合、従業員は民法第709条の責任を負うにとどまり、雇用主が運行供用者責任を負うのは言うまでもない。

(ii) ただし、従業員の通勤やレジャー用のマイカーで業務遂行中の事故の場合は、業務用にも使用する必要のある職務であったり、また、雇用主も業務使用を禁止していなかったり、あるいは雇用主がガソリン等を負担しているような場合は、雇用主は運行供用者責任を負うこととなるが、一方、従業員もマイカーの支配権を失っていないので運転者としての民法責任にとどまらず、法第3条の運行供用者としての責任を負うこととなる。

(iii) 従業員が私用のため雇用主の車で事故を起こした場合は、その従業員は運行供用者責任を負うのは当然であるが、雇用主も同時に運行供用者責任を負う。雇用主の承諾を得て使用した場合でも無断運転の場合でも同様であることは後述する。

(e) 元請業者の責任

元請業者AがBに下請に出した場合にBの従業員が請負業務の運行で事故を起こしたとき、下請業者Bは雇用主として運行供用者責任を負うのは当然であるが元請業者Aについては、下請は請負契約なので民法第716条により注文者としての責任は負わないが、元請下請間に密接な関係があれば運行の支配及び利益がAに帰属するため、Aも共に法第3条の運行供用者責任を負うこととなる。

車体に元請の名前が記入されている等元請の専属的な要素の多い場合、又は親会社・子会社の関係にある等元請が下請従業員の指揮監督をしたり、当該自動車の運行に相当関与していたような場合は、密接な関係の立場にあるとされる。

(f) 無断運転について

自動車の所有者又は運行支配を有する者の承諾なしに、当該自動車を持出して運転したような場合は、無断運転であるから損害賠償の義務なしと主張する所有者や雇用主が多い。しかし、所有者と運転者との間に知人、友人、親戚関係や雇用関係など人的関係がある場合は、短時日後に当該自動車は返還されるので所有者等の運行支配が喪失

したとはいえず、また運行利益も人的関係があることにより享受するので前述の貸与運転と同じように所有者等は共に運行供用者責任を負うこととなる。

(g) 泥棒運転について

泥棒運転では運行の支配性、利益性とも泥棒した者に帰属し、泥棒運転者のみが運行供用者責任を負うのが原則である。

しかし、盗まれた自動車の保有者にも、
するなど当該自動車の管理責任に問題がある場合には、当該保有者も運行供用者になる場合もあるので、自動車の管理状況をよく調査する必要がある。

上記の場合、車が無保険であった場合は泥棒した者及び所有者又は本来の使用権者の双方を損害賠償責任者に認定し、そのまま無保険事案として処理する。

なお、以上の運行供用者責任について疑義がある場合には、国土交通省に判断を求めること。

(イ) 損害賠償責任者の調査

損害賠償責任者に関する調査を実施するに当たっては、地方検察庁の事件記録（特に供述調書）等に基づき確認し、加害者及び被害者に対し「自動車事故について（ご照会）」（別紙12の1、12の2）により照会を行い、これを基に裏付け調査を行う。損害賠償責任者の確認は、供述調書によらない、加害者の回答書での自認だけでは公的な信憑性に乏しいため、供述調書等の事件記録及び加害者からの回答書とこれらを基にした裏付け調査が重要である。

なお、調査結果は、「無保険・無共済事故における損害賠償責任者の認定調書」（別紙13）に記入すること。

(ウ) 損害賠償責任者の存否

通常の場合には「損害賠償責任者あり」ということになるが、運行供用者が法第3条のただし書の3条件（自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと）を全て証明したときは、「損害賠償責任者なし」ということになる。具体的には、被害者がセンターラインを越えて走行し、反対車線を正常に走行中の車両に正面衝突するような一方的な過失による事故態様が考えられる。

(エ) 運行供用者及び加害運転者の住所等

いずれも調査時点のものを記入する。住所については、地番、〇〇ア

パート又は〇〇様方等といった具合に具体的に記載のこと。なお、車両貸与などによる事故で損害賠償責任者を複数認定する場合は、その全員の住所（本籍を含む。）、氏名及び職業を記載すること（損害賠償責任者を所定欄に記載できない場合は、経緯欄に記載すること。）。

(才) 經 緯

経緯欄は、損害賠償責任者を認定するに当たり問題となる加害車両の保有状況、運行目的等のほか、無保険であることの事実等について、次のとおり、できるだけ詳細に記入し、その認定根拠も明らかにすること（例えば、事件記録（供述調書）、加害者の回答、登録事項等証明書により認定。）。

(a) 車両の所有、維持管理状況等

(i) 車両の実質的な保有者を認定するために必要となる具体的な事実（登録上の所有者、管理者、購入費用及び維持管理費用の負担者、貸借譲渡関係の内容、保有者等と運転者との雇用関係等）につき記入すること（この場合、貸借関係等については「自動車貸与譲渡証明書」（別紙 14）を取付けておくこと。）。また、泥棒運転や無断運転の場合には保有者の管理上の責任が問題とされるので、[REDACTED]等について十分に調査すること。

(ii) 損害賠償責任者が法人の場合には、その代表者を確認するため、登記所において登記簿謄本の取付けが必要となる。

特に法人が解散又は破産の場合には登記簿謄本による確認が必要である。損害賠償責任者が個人の場合であって居所不明の場合には、事前に国土交通省へ相談すること。

また、保有者が未成年者で親の全面的な監護下にある場合には、原則として親権者の損害賠償責任についても問うこととなるので、保有者が未成年者の場合には有職者であったか否か、親との同居の有無等についての調査が必要となる。

(iii) 盗難車両等による事故の場合、当該加害車両の所有者に管理責任を問えるかどうかを調査し、管理責任を問えると判断される場合で、かつ、その車両に有効な自賠責保険の契約が締結されている場合は、当該自賠責保険の適用の可否について十分調査すること。

この場合、車両に有効な自賠責保険の契約が締結されており、法第3条の損害賠償責任者が被保険者に該当する場合は、請求者から取下げ願書を取付け、取下げ事案として調書を作成のうえ、国土交通省へ送付する。保険会社等は国土交通省より返却された一件書類を請求者に返却し、自賠責保険へ請求し直させること。

(b) 車両の運行目的等

雇用主保有の車両を運転中に事故を起こした場合等について、その運行目的が業務上のものであったかどうかを記入すること。

また、被害者が同乗者であった場合については、同乗者の「他人性」該当の有無によっては、損害てん補の対象外となる場合があるので、「同乗理由等に関するご照会」（別紙 15）により調査し、運転者と同乗者の関係、同乗に至った経緯等について詳細に記入すること。

(c) 相続人及び親権者

損害賠償責任者が死亡した場合は、損害賠償責任者の相続人の住所（本籍地を含む。）及び氏名を記載すること。ただし、損害賠償責任者が未成年の場合は親権者（後見人）の、住所（本籍地を含む。）及び氏名を記載すること。

なお、調査において相続人、親権者の住所等が判明しない場合には、その旨、調書に記載すること。

(カ) 無保険の確認

警察への調査等により無保険であることを調査するとともに、加害者（側）への上記照会により加害車両が無保険であることの実事確認を行い、無保険であると判断した理由を記載すること。

加害者からの回答で「無保険である」と申告されているときは、所有者又は使用権者からの回答であれば一応客観性があるものと認めてよいが、加害運転者からの回答のみでは若干対抗力に欠けるので、期限切れの自賠責保険証明書の写しを添付する必要がある。加害者照会に対する回答がなく、交通事故証明書に「無保険」と記載されている場合は、所轄警察署で事故状況調査の際に担当警察官から「無保険」と記載した理由を聴取すると無保険であることの調査が容易になる場合がある。なお、この場合、交通事故証明書に自賠責保険証明書の証明書番号が記入されていないか、あるいは無保険と記入されているだけの理由では、無保険と判断することはできない。

また、所轄警察署が加害運転者を法第 5 条違反として地方検察庁等へ送致している場合は、送致の事実によって無保険と判断する。

普通自動車、小型自動車（小型二輪車を除く。）及び大型特殊自動車については、車歴簿ともいふべき登録事項等証明書（詳細登録証明）により登録時点から現在までの保有者、使用者の住所、氏名や車検の有効期限を把握することができるため、最寄りの地方運輸支局又は自動車検査登録事務所等に照会し、取付けること（無保険事案については、登録事項等証明書等を全ての事案に添付する必要がある。）。

また、検査対象軽自動車については、軽自動車検査協会の管轄事務所に対し「軽自動車の所有者等に係るご教示についてのお願い」（別紙 16）により照会を行う。

さらに、小型二輪自動車及び軽二輪自動車については、地方運輸支局又は自動車検査登録事務所等に対し「自動二輪車の届出事項等に係るご教示についてのお願い」（別紙 17）により照会を行う。

加害車両に自賠責保険が付保されている可能性が高いと考えられる場合には、保険会社等に対し「自賠責保険・共済契約の有無についてご照会」（別紙 18）により付保状況を照会することが必要である。

なお、各社からの回答書については、供述調書等事件関係書類により加害車両が無保険であることが判明している場合、所轄警察署が加害運転者を法第 5 条違反の容疑で地方検察庁等へ送致している場合及び加害運転者の回答書により加害車両が無保険であることが申告されている場合を除き、当該回答書の集計表の外、各社からの回答書全てを調査報告書類に添付すること（国が損害賠償責任者に求償するために裁判所に訴訟提起する場合において、無保険車であったことを証明するために必要となるもの。）。

また、自賠責保険契約は車検期間をフルにカバーしなければならないもので、車検切れでもわずかな期間の契約が残っている場合がある。したがって、車検切れとなった後少なくとも 40 日以上経過した時点の事故の場合は、自賠責保険の保険証明書の写なしで無保険であったものとみなしてよいが、近接事故の場合は前記調査を必要とする。

以上のような調査によっても、保険関係不存在の立証ができないときは、担当者が調査した内容を詳しく説明し、「上記のように調査したが、無保険の事実を確認することができなかったことから、交通事故証明書の記載内容に基づき一応保険切れとして無保険処理をした」等と記載して、国土交通省へ送付する。

（キ） 和解状況

当事者間で示談が成立し、示談条項に従って履行がなされた場合には、原則として保障事業の対象としないこととなっているので、当事者間の和解状況については特に留意して調査し、示談が成立しているときは必ず示談書の写しを添付するとともに、その履行状況を把握すること。

授受金については、加害者又は被害者から領収書を取付け、損害項目の金額を明確に調査すること。授受金について被害者（側）と加害者（側）の申立てが相違する場合は、両者の申立てを十分聴取し、授受金として認定した理由を記載すること。

なお、加害者側に対する照会書が到達後 14 日以内に、加害者側より損保料率機構又は全共連あてに回答がない場合には、被害者側の申立てにより処理することとするが、それもないときは示談や加害者側からの支払はないものとして処理する。

（ク） 訴訟係属事案

損害賠償責任者に対する求償時効（時効起算日から３年）の関係上、訴訟係属中の事案を処理する場合は、訴訟の進捗状況、主要争点及び結審予定日などを調査し、調書に記載すること。

③ 事故状況調査報告書及び事故発生状況図

原則として、全ての事案について「自動車損害賠償保障事業事故状況調査報告書」（別紙 19）及び「自動車損害賠償保障事業事故発生状況図」（別紙 20）を作成して事故状況を明らかにすること。この調書を見れば、加害者の有無責や被害者の過失状況、被害者の負傷又は死亡が業務上か業務外か、又は通勤災害であるか等が一目で判るように作成する必要がある（加害者の運行目的については、損害賠償責任者の認定調書に記入すること。）。

以上は警察へ出張して係官から聴取した内容、検察庁で謄写した記録、その他事故当事者、目撃者の申立等に基づき事実のみを記載すること。その際、調査担当者が主観をまじえて記載してはならない。

また、記入事項の出所、根拠等はそれぞれ明らかにし、作成者の所属氏名も記入すること。

なお、上記書類作成上の留意点は次のとおりである。

（ア）事故発生場所

事故の発生した場所の地番まで記入すること。

（イ）事故状況

事故状況の調査にあたっては、保障事業の過失割合の認定は厳格に行う必要があるということを念頭に置きつつ、次の点に留意して、東京地裁民事交通訴訟研究会編「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準」に該当すると思われる事故態様の修正要素関係を中心に調査を行うこと。

（a）加害者については運転免許の有無、飲酒の有無及び程度等について十分調査することは当然であるが、被害者についても同様に調べる必要がある（運転免許有りの場合は運転免許証の写しの提出、又は「事故状況についてのご照会」にて運転免許証の内容を記載させる）。

（b）ひき逃げ事故、特に「車両単独事故」については、被害者の供述によるのみでなく、他車両との接触痕の有無、道路上のスリップ痕の有無、傷害の態様、警察への通報の有無、目撃者の有無等について、警察署、消防署、病院、事故現場付近で十分に調査し、できるだけ客観的な資料を集めること。

（c）被害者の申立ては、てん補請求書と事故発生状況報告書に記載され

ているが、これらと警察での聴取が合致しないときは、不一致の理由を記入すること。

(d) 同一事故により、被害者が複数存在する場合は、その住所、氏名を確認し、それらの被害者に対しても可能な範囲で事故状況について照会すること。

(ウ) 事故発生状況図は、明確、かつ、詳細に記載すること。例えば、車道の幅や事故当時の交通量、歩行横断中の事故については横断歩道の有無や横断歩道と事故現場との距離、対向車両間の事故については通行区分帯や一時停止標識などの有無、衝突地点から路肩までの距離、自転車の場合は歩道通行の可否等、また、追突等の場合には駐停車禁止の有無等が過失割合の認定に際し、極めて重要となるため、これらの点に留意して記載すること。

なお、事故発生状況図は検察庁の事件記録の写し等に代えることができるものとする。

また、事故現場の道路状況に係る各項目についても十分調査し、記入漏れのないように注意すること。この場合、各項目の該当欄には必ず○印で囲むものとするが、事故時と調査時で信号の設置状況、道路規制状況等が異なっていることがあるので注意を要する。

なお、事故現場道路状況について写真を必ず添付すること。

(エ) 事故状況調査報告書はなるべく詳細かつ客観的に記載することとする。なお、調査担当者の意見は、付言する必要がある場合には、上記の記録と区別して記載すること。

(オ) ひき逃げ事故については加害者が未検挙であるか否かを、調書作成の最終時点で警察署に確認し、その結果を事故状況調査書に記載する。

なお、後遺障害等で追加請求があった場合には、照会の省略をせず、必ず警察署に再度確認し、その結果を事故状況調査書に記載すること。

(カ) 交通事故証明書を手不能のまま請求を受理した場合又は照合記録簿の種別欄が「物件事故」となっている交通事故証明書で「人身事故証明書入手不能理由書」の添付がない場合には、請求者に対して改めて警察に人身事故の届出をするように指示する。その結果警察で受理されなかった場合には、その理由を詳細に記載した人身事故証明書入手不能理由書を請求者に提出させる。それでもなお、人身事故証明書又は人身事故証明書入手不能理由書の提出がない場合には、「人身事故入手不能理由の記録」を作成する。

請求者から提出のあった人身事故証明書入手不能理由書及び受付窓口等で作成した人身事故証明入手不能理由の記録については、取付け不

能の理由を精査し、その結果を事故状況報告書のその他特記事項として記載する。特に、警察署に届出ても「人身事故」に切り替えてもらえなかったことを要因とする場合は、当該事由が事実であることを警察署に確認した上で記載すること。また、人身事故証明書入手不能理由書が添付されている場合、「Ⅱ. 人身事故の事実を確認するための証明」の別紙は形式的なものではなく、具体的に事実を把握できるよう記入されることが必要である。

保障事業は、「自動車による事故」であることの立証が重要である。したがって、保障事業部及び県本部は、この点の事実関係を十分立証して請求するよう請求者に申し入れる必要があり、また、調査事務所及び県本部は、このような請求があった場合には、当該事故の事実の確認ができるかどうかという点に焦点を当てて調査することが必要である。

(キ) 無保険事故及び被害者に重大な過失が認められるひき逃げ事故については、次の事項を聴取し、記載しておく。

- (a) 事件送致の有無
- (b) 送致のときは送致年月日、検察庁名及び送致番号又は検番
- (c) 送致の罪名罰条

(ク) 民事訴訟又は調停の申し立てが行われている事案については、訴訟等提起の年月日、訴訟等の内容、裁判所名、被害者側の訴訟代理人の住所及び氏名を記録し、できれば訴状の写しを添付するものとし、必要に応じ、訴訟代理人等から結審の見通しその他参考となる事項を聴取して調査書に記入しておくこと。なお、結審後は速やかに国土交通省あて事件記録を送付すること。

④ 損害額を証する書類

(ア) 診療報酬明細書等

医療費については、診療に当たった医療機関の発行する診療報酬明細書、その他治療費の請求書等が必要となる。また、診断書については、診療報酬明細書に記載されている診療期間などと照合すること。なお、診断書等に「中止」、「転医」等とあり、治癒したかどうか不明のときは、被害者に対して「治療状況についてのご照会」（別紙21）により照会して処理する（治療終了前のものは損害てん補限度額との関係で処理できないが、無保険事故で事故発生後1年6か月経過し、損害賠償責任者に対する求償時効が迫ったものについては、国土交通省と打合せを行い速やかに処理すること。）。

また、明細書に診断書が複数発行されていると記載があり、1通あた

りの金額が不明の場合は、保障事業用診断書及び警察用診断書各々の金額を確認すること。

被害者に適用される医療保険制度を確認するために被保険者証の写しを取付けること。なお、当該被保険者証の写しを取付けできない場合には、健康保険等の保険者に直接確認すること。

(注) 明細書等に誤りがあった場合は、病院あてに写しを送付し、病院担当者に訂正を依頼すること。なお、電話聴取の場合は、確認書を作成すること。

(イ) 看護料関係書類

近親者、知人が付添った場合は付添看護人から「付添看護自認書」(別紙 22)を取付けること。この場合、原則として医師の要看護証明が必要であるが、12才以下の子供の付添看護料に医師の証明は不要である。

また、地域の有料職業紹介所の家政婦等が付添った場合は、健康保険等から給付が受けられるので、被害者が看護料を健康保険等へ未請求の場合は、請求書又は領収書の写しを取付けること(原本は、健康保険等への請求手続に必要であるため、請求者へ返却する。)。

(ウ) 通院費関係書類

(a) 電車、バス等を利用した場合は、「通院交通費明細書」(別紙 23)を請求者から取付けること。この場合、通院経路、運賃額等の妥当性を調査担当者が十分調査確認すること。

(b) タクシー、ハイヤーを利用した場合は、できる限りそのタクシー、ハイヤー会社の領収書を取付けること。この場合、タクシー、ハイヤー利用の必要性及び代替公共交通機関について調査担当者が十分調査確認すること。

(c) 自家用車を利用した場合にも、「通院交通費明細書」(別紙 23)を請求者から取付けること。この場合、通院経路・通院距離を確認し、通院経路図を必ず添付すること。

(エ) 休業損害関係書類

(a) 有職者の場合

(i) 給与所得者の場合

事業主から、事故前3カ月間の支給額、当該事故による欠勤日数及びその間の給与支払の有無を証明した「休業損害証明書」(別紙 24)と前年の源泉徴収票を取付けること。

(ii) 事業所得者の場合

前年の確定申告書控(税務署の受付印が押印されているもの、なお電子申告の場合には納付番号、確認番号が記載された電子申告等証明書を添付すること)、所得証明書(税務署又は市町村発行の

前年分の所得証明、所得種別が明記されているもの）、自治会、同業組合、民生委員等から「職業証明書」（別紙 25 の 1）、「休業自認書（別紙 25 の 2）」及び当該事故による休業日数を証明した書類等を取付けること。

（注 1）民生委員は本来職業証明の交付を業務とする機関でないから証明の依頼の仕方には注意を要する。

（注 2）事業所得者の休業日数については、家族従業者により営業が継続されている場合もあるので、よく調査すること。

（注 3）パートタイマー、アルバイト、日雇労働者及び派遣労働者等雇用期間を定めて雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者であって、1 週間の労働時間が 30 時間未満の者についても、給与所得者の場合に準じて必要書類を取付けること。

（iii）パート兼家事従事者の場合

事業主から事故前 3 カ月間の支給額、当該事故による欠勤日数及びその間の給与支払の有無を証明した「休業損害証明書」（別紙 24）と前年の源泉徴収票を取付けること。また、パートタイマーとして取扱う場合と比較して、家事従事者で認定した方が被害者に有利となる場合には、家事従事者扱いとするため、「休業損害請求書（家事従事者用）」（別紙 26 の 1）及び続柄の省略のない世帯全員が記載されている住民票を取付けること。

（iv）休業損害不請求の場合

事故当時に仕事に就いていなかった場合（無職）、事故にあったが仕事を休んでいなかった場合又は事故で仕事を休んだ（年次有給休暇で休んだ場合は除く。）が給与は全額支給された場合等の理由により、休業損害が発生しなかった場合は、「休業損害不請求理由書」（別紙 26 の 2）を取付けること。

（b）家事従事者の場合

「休業損害請求書（家事従事者用）」（別紙 26 の 1）及び続柄の省略のない世帯全員が記載されている住民票を取付けること。

（オ）葬儀費関係書類

（a）葬儀を行った立証資料として業者からの請求書、領収書を取付けること。

（b）業者からの請求書、領収書が取付けられない場合は買物帳又は葬儀のために支払いしたメモ等を取付けること。なお、損保料率機構及び全共連においては請求者からの提出資料に基づき「葬儀費内訳書」（別紙 27）を作成すること。

(カ) 遺族関係調査票

遺族関係については、戸籍謄本、除籍謄本に基づき「遺族関係（請求権者）調査票」（別紙 28）を作成すること。

(キ) 後遺障害関係書類

後遺障害の判断については、十分調査のうえ慎重に行い、その結果を「後遺障害事案整理票」（別紙 29）に記載する。この場合、請求時に提出された後遺障害診断書の内容に不明な点がある場合には当該診療医に照会を行う。

なお、醜状障害においては、面接調査の際、醜状部分の鮮明なカラー写真を必ず取付け、撮影年月日を記入すること。

⑤ 他法令給付を証する書類

(ア) 他法令の給付額証明書

他の法令の給付額証明書については、原則として、当該給付の管掌機関が発行したものを添付するが、給付額証明書の内容は、給付項目別（療養、傷病手当金、遺族一時金等）に記載し、さらに標準報酬日額（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 40 条～第 43 条、第 99 条）又は給付基礎日額（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災法」という。）第 8 条、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 12 条（平均賃金））及び給付期間を併記してもらうようにする。

(イ) 国民健康保険等不加入の確認

国民健康保険の場合には、損保料率機構又は全共連より市町村等あてに、加入事実についての照会を行い、国民健康保険の被保険者台帳に被害者が受傷日現在登載されていたかどうかを確認し、加入（又は登載）されていない場合には、その旨の回答書を取付けること。なお、健康保険に加入されていない場合も、同様に社会保険事務所や健保組合等管掌機関から不加入の旨の回答書を取付けること。

また、受給資格者ではあるが、何らかの事由により給付されない場合には、被保険者資格証明書又はその他の方法で事実の確認を行い、その内容を調書に記録しておく。

被害者が外国人の場合においても、短期滞在者を除き国民健康保険の被保険者となることができるので留意する必要がある。その外国人が就業している場合には、その属する健康保険に加入している場合もあることから、その点を確認する必要がある。

(ウ) 健康保険給付に係る照会

健康保険点数等は治療費積算の基礎となるため、診療報酬明細書等に記載がない場合又は記載もれがある場合は、当該医療機関等に対し、「健保点数等のご記入についてのお願い」（別紙 33 の 1）に「診療報酬明細書」（別紙 32）の写しを添付し記入依頼を行う。ただし、損害賠償責任

者（側）が当該治療費を全額支払っている場合は照会する必要はない。

特に、高額療養費・附加給付金等に該当する場合は、さらに入・通院別及び月別の健康保険点数等を「健保点数等月別明細書」（別紙 33 の 2）及び「高額療養費に係るご教示についてのお願い」（別紙 31）を送付し、確認すること。ただし、診療報酬明細書を見て高額療養費に該当しないと判断される場合は本用紙の送付は行わないこととする。

（エ）労災保険給付に係る照会

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）からの給付については、「労災保険からの保険給付に係るご教示についてのお願い」（別紙 34）により、その内容を労働基準監督署あて照会すること。

業務上及び通勤途上の事故の場合、被害者の回答書のみではなく、事故当日の行動目的について「事故発生時の行動目的」（別紙 30）により確認し、必要に応じて労災保険適用事故であるか否かを労働基準監督署に確認を行い、当該確認事項について記載する。

また、労災保険特別加入の対象となる被害者については、請求者又は被害者に加入の有無について確認すること。

（注 1）法人の役員等

業務外の事故の場合、被害者が法人の代表取締役又は役員の場合には、まず健康保険に加入の有無を調査し、加入していなければ国民健康保険に加入の有無を確認して、不加入であればその証明を取付ける。

健康保険が政府管掌の場合には、被害者がその法人の従業員が加入している健康保険の被保険者でないことを管掌社会保険事務所に照会し確認する。健康保険法では社長といえどもその法人の業務の一端を担当し、労務を提供してその対価としての報酬を支払われている限りは、その法人に使用されているものとして被保険者となり得るからである。社団、組合の理事長も同様である。

業務上の事故の場合には、法令又は定款によって代表権又は業務執行権を有する役員は労災保険の適用を受けない。代表権を有しない役員の場合については、事業主より労災保険不加入の証明を取付ける。

（注 2）出稼ぎ者

出稼ぎのため他地区に居住し住民登録の転入届をせず、また健康保険にも加入していない労務者の場合には、通常、郷里又は前居住地の国民健康保険に加入している場合が多いので、加入の事実を確かめて国民健康保険法第 54 条に基づく療養費支給を受けるように指導し、受けるべき額として処理する。

⑥ 事件記録

（ア）警察での調査

事故を処理した警察署に赴き、担当係官に面接して聴取する。盗難車の場合は盗難事件を処理した警察署でも聞く必要があり、場合によっては盗難届の出た盗難地の警察署へ赴かなければならないこともある。

なお、教示が得られない場合は、例えば「被害者の飲酒の事実につき照会するも教示が得られなかった」等と記載しておくこと。

（注）検察庁の処分が、不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、嫌疑なし）となってしまうと、事件記録の閲覧照会が許されない場合が多いので、警察署段階で可能な限り綿密に調べておく必要

がある。

なお、検察庁において事件記録の閲覧謄写が可能であるものについては、事件送致後は、警察署から送致書、実況見分調書、供述調書（加害者及び被害者の供述）等の送致関係書類が検察庁へ送付されているため、警察署での調査は省略して差し支えない。

（イ） 検察庁記録の閲覧謄写

地方検察庁（地方裁判所・家庭裁判所に対応）及び区検察庁（簡易裁判所に対応）（以下「地検等」という。）によって取扱いに若干異なるところがあるが、基本的には次の順序による。

まず、警察で聴取した被疑者氏名、生年月日、事件名、送致警察署名、送致年月日、送致番号又は検番、事件発生年月日、照会の理由、照会者の氏名を記入して処分結果を地検等へ照会する。

事件が確定と回答のあったものは、確定年月日より若干の期日（裁判所からの回付に確定後1ヵ月、更に地検等での処理に1ヵ月かかる。）を置いて、あらかじめ「事件記録の閲覧申請についてのお願い」（別紙35）を送付し、閲覧日を調整のうえ、当日出頭して次の書類を閲覧謄写することとなる。また、政府の保障事業調査員手帳を必要とすることもあるので注意すること。

なお、謄写した事件記録には、謄写年月日、謄写した場所及び調査担当者の記名捺印した表紙を添付する。

- （a） 起訴状
- （b） 実況見分調書
- （c） 供述調書
- （d） 判決文（確定記録）

この場合、関係当事者の供述内容は、損害賠償責任者の認定根拠として重要であるから要約せず記録どおり謄写すること。なお、加害者（被疑者）の供述は2回、3回にもわたってほとんど同じ内容の場合があり、一見不要なようにも思われるかもしれないが、異なる部分もあるので省略しないこと。

（注1） 地検等からの「実況見分調書」及び「供述調書」等は、後々裁判に使用されることがあるので、調査担当者はそれら調書にメモ書きやマーカーペンで線を書き加えるようなことは絶対にしないこと。

（注2） 閲覧謄写は、はっきり読みやすいように配慮すること。

（ウ） 不起訴事件の場合

不起訴（起訴猶予、嫌疑不十分、嫌疑なし）になった事件については、実況見分調書以外は原則として非公開とされているため、事件記録の閲覧謄写を許されない場合が多い。地検等において調査が不能の場合には、事件を取扱った警察署に赴き、担当した警察官に面会するなどして、できるだけ詳細に事故の内容や状況等を聴取するとともに、加害者、被害者からの回答等を参考にして調査報告書を作成する。この場合、調書には地検等の記録閲覧不能の事情を付記するとともに、「無保険・無共

済事故における損害賠償責任者の認定調書」(別紙 13)に送致先検察庁名、送致年月日及び送致番号又は検番を記載する。

このような方法によっても十分な調査結果の得られないときは、国土交通省より直接関係当局に対して照会することとなる。

(エ) 少年事件の場合

被疑者が未成年者の場合は、地検等では家庭裁判所(以下「家裁」という。)に送致し、その審判に付することとなることから、家裁へ処分結果を照会する際、地検等より家裁への送致年月日、送致番号等を確認する必要がある。なお、家裁から地検へ送致される逆送処分の場合は、一般刑事事件同様地検で閲覧謄写する。

(オ) 控訴審又は上告審の場合

地方裁判所において判決があったが、控訴又は上告中の場合は、高等検察庁へ赴き裁判の進捗状況や判決確定日を調べる。このような場合は長期となるので、被告弁護士名を確認し、控訴等の理由が刑の「量定不当」を目的としたものか、加害容疑を否定して「事実誤認」を理由としたものかを聴取する。量定不当を理由としたものである場合は、加害事実は明確なので処理に長期間をかけず、その時点における関係書類に基づき処理する。

(7) 調査不能事案等の取扱い

(ア) 必要書類が不足している場合

必要書類の取付けのために再三照会等を行っても請求者が応じない事案については、「政府の保障事業へのご請求に関するお知らせ」

(別紙 36 の 1)を出状する。さらに2週間経過して回答が得られない場合には、「政府の保障事業へのご請求に関するお知らせ(再)」

(別紙 36 の 2)を出状し、さらに2週間経過後に回答ない場合は既提出資料に基づき処理を進める。

(イ) 事故状況の十分な調査が困難な場合

事故状況についての立証が不十分である等のため、十分な調査が困難な場合には、速やかに国土交通省に連絡し、その指示に従うこと。

(ウ) 損害てん補対象外であることが明らかな場合

他の法令の給付額が損害てん補の法定限度額を超えている請求又は請求の消滅時効が完成した請求等の理由で、明らかに保障事業からの損害てん補の対象とならないと認められるものについては、その事実が判明した段階で処理を打ち切り、損害てん補の対象とならないという事実の証明又は見解を付して国土交通省へ送付すること。

2 損害額及びその振分け

(1) 損害額

自動車事故による損害には物的なもの（物損）もあるが、本法でいう損害とは人身又は人命の損害に限られる。

また、保障事業がてん補の対象とする損害は、他の社会保障制度並びに被害者または賠償責任者側の契約する任意保険等により、保障事業のてん補前にある程度のでん補が受けられている場合等について、一般的には対象となる損害の発生原因が同一であることから、他の制度等による給付並びに被害者本人等が契約する損害てん補を目的とした任意保険等の支払い及び損害賠償責任者の支払いを受けてもなお、被害者に損害が残る場合の最終的な救済を行うものである趣旨から、これらの給付や支払額についても明らかにする必要がある。

（２）法定限度額

保障事業の損害てん補額は、自賠責保険の保険金額と同様に、被害者一人につき同じ額の限度額が法定されているが、保障事業は必要最小限の救済措置であり、また、契約によるものでないため、複数車両の共同不法行為の場合であっても、被害者一人について定められた金額が限度額である。なお、自賠責保険では、共同不法行為の場合、契約毎に考慮される。

（３）損害てん補限度額

保障事業は、被害者が健康保険法、労働者災害補償保険法その他政令で定める法令による給付並びに被害者本人等が契約する損害てん補を目的とした任意保険等の支払い及び損害賠償責任者の支払によっても、なお損害が残る場合の最終的な救済措置であり、法定限度額から社会保険等の給付額と損害賠償責任者の支払額とを控除した額が保障事業の損害てん補限度額となる（法第 73 条）。

なお、業務上の死亡事故で労災保険や公務災害補償の遺族年金給付を受ける場合は、次の計算方法により損害てん補限度額を計算する。

① 法定限度額を各請求権者毎に分割する方法は次による。

（ア）葬儀費は葬儀執行者の損害とする。

（イ）逸失利益と死亡本人の慰謝料は相続分に応じて分割する。

（ウ）遺族の慰謝料は慰謝料請求権者に均等に分割する。

（エ）上記のようにして各人毎の総損害額を計算し、次の式により各人に按分する。

$$\text{各人毎の法定限度額} = \frac{\text{各人毎の総損害額} \times \text{法定限度額}}{\text{総損害額の合計}}$$

② 労災保険等の給付額のうち、葬儀料は葬儀執行者に計上し、また、遺族年金給付は最優先順位者に対し支給されるものなので最優先順位者のみに計上し、次順位以下の者に対しては調整を行わない。

よって①、②により各人毎の損害てん補限度額を算出し、全員のてん補額を合計する。

(4) 損害額の振分け

事故によって発生した総損害額（G）については、被害者損害額（A）、他法令給付額（B、C）、損害賠償責任者支払額（D）、その他支払額（E）に区分する。

① 被害者損害額（A）

被害者損害額は、総損害額のうち他法令給付額、損害賠償責任者支払額、第三者の支払額等によっても損害てん補されずに、最終的に被害者が負担することとなる損害額である。したがって、例えば医療費について被害者が支払ったとしても、その一部について損害賠償責任者側から賠償があった場合には、その分を控除した額が被害者の損害額となる。逆に、第三者による立替金であるため、後に被害者が返還しなければならない性質のものは、被害者損害額に計上して保障事業の損害てん補の対象とする。例えばタクシーの乗客が全く無責のタクシー会社から一時立替支払を受けたもの等である。

② 他法令給付（B、C）

法第 73 条第 1 項の規定により、被害者が、健康保険法、労災法その他政令で定める法令に基づいて損害のてん補に相当する給付を受けるべき場合には、政府は、その給付に相当する金額の限度において、同項の規定による損害のてん補をしないこととされており、次のとおり令第 21 条にその他の法令が列記されている。

(ア) 他法令給付に該当する「その他政令で定める法令」

- 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。他の法律において例による場合を含む。）
- 船員法（昭和 22 年法律第 100 号。他の法律において例による場合を含む。）
- 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
- 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和 27 年法律第 245 号）
- 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和 28 年

法律第 33 号)

- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）
- 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和 33 年法律第 109 号）
- 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）
- 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
- 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）

（注）法第 73 条第 1 項の他法令給付調整規定には、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）に基づく犯罪被害者等給付金は含まれておらず、逆に同法の他法令調整規定に自動車損害賠償保障法が規定されている。

他法令給付については、他法令給付欄（B、C）に計上され、法定限度額からこの分を控除した額（他に損害賠償責任者からの支払いがあったときはその分も控除。）が損害てん補限度額となる。例えば、自由診療で治療を受け、その額を被害者が支払ったが、これについて健康保険より給付が行われる場合には、被害者損害額（A）はその分だけ縮減することとなる。

（例）自由診療で治療を受け健康保険法から給付を受けるべき場合

自由診療の支払額（10,000 点）（注 1）	200,000 円
健康保険点数（1 点単価 10 円）に置き換えた場合	100,000 円
自由診療差額（注 2）	100,000 円
健康保険から給付を受けるべき額（C）（注 3）	70,000 円
被害者損害額（注 4）	130,000 円
法定限度額	1,200,000 円
損害てん補限度額（注 5）	1,130,000 円

（注 1）自由診療の 1 点単価が 20 円の場合の例

（注 2）自由診療差額 = 200,000 円 - 100,000 円

（注 3）健康保険法から給付を受けるべき額 = 100,000 円 × 0.7 = 70,000 円

（注 4）被害者損害額 = 100,000 円 + (100,000 円 - 70,000 円)

（注 5）損害てん補限度額 = 法定限度額 - 70,000 円

なお、他法令給付等による調整は、自賠責保険にはない制度であり、その認定にあたっては以下の点に留意する必要がある。

(イ) 他法令より給付を受けるべき額 (C)

他法令給付としては、「他法令より給付を受けた額 (B)」の外に、他法令給付の管掌機関に請求した場合に給付が見込まれる「他法令より給付を受けるべき額 (C)」が含まれ、例えば、国民健康保険法に基づく加入資格を有する者が未手続きにより加入していない場合などがある。また、将来給付が見込まれる障害補償年金等の一部の年金給付等についてもこの対象となる場合があり、被害者の損害額はその分縮減される。

なお、社会保険等から当然給付が受けられるにもかかわらず、請求者の不知等により給付を受けていない場合には、被害者救済の観点から、請求者に対して「健康保険等の受給手続きについてのご案内」(別紙 37 の 1) 及び「労災保険について (ご確認のお願い)」(別紙 37 の 2) 等により社会保険等への受給手続を教示し、保障事業の損害額の算定については「他法令より給付を受けるべき額」として処理すること。

また、他法令より給付を受けるべき額の手続教示に当たって、当該他法令給付の請求時効がさし迫っている場合は、文書による教示を電話等による教示に替えて差し支えない(この場合は、電話等による教示を実施した旨を記載した報告書を作成し、添付すること。)。

(ウ) 健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償が未給付の場合、健康保険の場合は標準報酬日額の 3 分の 2 に相当する額、労災保険の場合は給付基礎日額 (欠勤前 3 ヶ月間の月例給与の合計 ÷ 暦日数の合計) の 60% に相当する額が休業第 4 日目から給付されるが、これらの給付額は法第 73 条第 1 項の調整を要する。

(エ) 他法令の受給権者が限定されるとき

保障事業では、被害者が死亡した場合は、妻、子、親等のすべてが請求権者となるが、労災保険においては、被害者の死亡当時、その人の収入によって生計を維持していた「配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 (妻以外の遺族は年令等によって制限される)」が遺族給付の受給資格者となり、そのうち最先順位にある受給権者だけに支給される。そのため、例えば、受給権者が妻である場合には、子や親等には労災保険の遺族給付金が支給されないことになるが、受給後の他の受給資格者の配賦割合等は定まっていない。このため、保障事業では労災保険からの給付相当額の控除は、受給権者である妻のみから他法令給付による調整を行うものとする (次頁の (例) を参照)。

(オ) 労災法の適用

労災法第 3 条に規定する強制適用事業については、事業開始と同時に保険関係が成立しているため、事業主が保険料の支払を怠っている場合であっても、被害者の請求により労災保険からの給付が行われる

ので、強制適用事業における業務中及び通勤途上の事故は全て労災保険からの「給付を受けるべき額」として処理する。

(注) 強制適用事業所

労災保険の強制適用事業は、昭和 49 年度以前は 5 人以上の労働者を使用する事業とされていたが、労災法の一部改正（昭和 50.4.1 から実施）に伴い、強制適用事業の範囲が拡大され、農林水産業の一部が暫定的に任意適用事業として残された他は、業種や規模の如何を問わず、全て強制適用事業となっている。なお、強制適用事業に使用される労働者は、常雇、臨時雇などの雇用形態に関係なく、パートタイマー、学生アルバイト（昼、夜間学生とも）など全て労災法に基づく保険関係が成立することとなるので留意すること。

(例) 労災保険から給付のあるとき

被害者名 ○○ ○○ (54歳)
 事故年月日 平成22年4月7日 死亡年月日 平成22年4月7日
 重大なる過失による減額 20%

遺族 (妻) ○○ ○○ (49歳) (長男) ○○ ○○ (24歳)
 (次男) ○○ ○○ (22歳) (長女) ○○ ○○ (19歳)
 (父) ○○ ○○ (80歳)

葬儀費 1,000,000円 労災保険からの給付額 704,520円

逸失利益	男	54歳	被扶養者 有	就労可能年数 14年	ライフ・ニップ係数 9.899
立証資料による年収額	5,608,056円			年齢別平均給与月額	495,500円
過去1年間の年収額	5,608,056円			年齢別平均給与月額(年額)	495,500×12=5,946,000
	5,946,000円				× (1-0.35) × 9.899 = 38,258,645 → 38,260,000円(注1)

慰謝料	本人の慰謝料	3,500,000円
	遺族慰謝料(5人)	7,500,000円
	被扶養者加算	2,000,000円
	(合計)	13,000,000円

総損害額 1,000,000円 + 38,260,000円 + 13,000,000円 = 52,260,000円

1. 相続対象額 38,260,000円 + 3,500,000円 = 41,760,000円
 配偶者 41,760,000円 × 1/2 = 20,880,000円
 子1人当たり 41,760,000円 × 1/2 ÷ 3 = 6,960,000円

2. 遺族慰謝料 (9,500,000円) ÷ 5 = 1,900,000円
 1人当たり 1,900,000円

3. 遺族別損害額
 配偶者 1,000,000円 + 20,880,000円 + 1,900,000円 = 23,780,000円
 子1人当たり 6,960,000円 + 1,900,000円 = 8,860,000円
 父 1,900,000円

7. 遺族別てん補額									
	G	H	B、C	D	I (I=G-B-C-H)	K	J		
遺族	相続割合	総損害額	過失相殺額	他法令調整額	賠償者支払額	てん補対象額	てん補額	てん補限度額	法定限度額
妻	1/2	23,780,000	4,756,000	28,447,489	0	0	0	0	13,650,979
長男	1/2×1/3	8,860,000	1,772,000		0	7,088,000	5,086,107	5,086,107	5,086,107
次男	1/2×1/3	8,860,000	1,772,000		0	7,088,000	5,086,107	5,086,107	5,086,107
長女	1/2×1/3	8,860,000	1,772,000		0	7,088,000	5,086,107	5,086,107	5,086,107
父	0	1,900,000	380,000		0	1,520,000	1,090,700	1,090,700	1,090,700
計		52,260,000	10,452,000	28,447,489	0	22,784,000	16,349,021	16,349,021	30,000,000

(注1) 「死亡による損害」における有職者の逸失利益計算の端数処理(「実施要領」を参照)

計算後の端数は千円単位を切り上げて万単位とする。

(注2) 請求権者別にてん補額を計算する場合の過失相当額の計算は、総「過失相殺額」を請求権者別損害額比で配分し、円未満の取り扱いについては次のとおり処理する。

1 小数点以下の数字が多いもの順に切り上げ調整

2 同数字で端数処理できない場合は、持分の多いものに切り上げ調整(上記例では、子3人で4円を分配することができない為、持分が一番多い配偶者で調整)

なお、請求権者別にてん補額を計算する場合の相続割合による配分等に際しての端数処理も同様とする。

(注3) 国等の債権債務等の金額の端数処理(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律:第2条)計算過程で円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

4. 過失相殺額 52,260,000円 × 0.2 = 10,452,000円
 配偶者 23,780,000円 × 0.2 = 4,756,000円
 子1人当たり 8,860,000円 × 0.2 = 1,772,000円
 父 1,900,000円 × 0.2 = 380,000円

5. 法定限度額
 配偶者 $\frac{23,780,000 \times 30,000,000}{52,260,000} = 13,650,975.8 \rightarrow 13,650,979円$
 (4円UP)(注2)
 子1人当たり $\frac{8,860,000 \times 30,000,000}{52,260,000} = 5,086,107.9円$
 父 $\frac{1,900,000 \times 30,000,000}{52,260,000} = 1,090,700.3円$

6. 労災からの給付額

(1) 遺族補償年金

遺族年金 配偶者 49歳

① 49歳 ② 55歳 86歳

55歳までのライフ・ニップ係数 5.076

86歳(平均余命年数)までの37年間のライフ・ニップ係数 16.711

給付基礎日額 11,742円

厚生年金との調整率 0.84

① 11,742円 × 153日 × 0.84 = 1,509,081.84 → 1,509,081

1,509,081 × 5.076 = 7,660,095.1 → 7,660,095円

② 11,742円 × 175日 × 0.84 = 1,726,074.0 → 1,726,074

1,726,074 × (16.711 - 5.076) = 20,082,870.9 → 20,082,870円(注3)

(2) 葬祭料

給付基礎日額 11,742円

11,742円 × 60日 = 704,520円 > 11,742円 × 30日 + 315,000円 = 667,260円

○他法令調整額 7,660,099円 + 20,082,870円 + 704,520円 = 28,447,489円

(カ) 業務災害における雇用主負担額

業務上の事故において、災害補償として労働基準法に基づく雇用主負担額が発生する場合は、「他法令給付」(B、C欄)に計上する。

(注) 雇用主が休業損害証明書に給与全額不払いと証明していても、業務上の事故の場合は、労働基準法に基づき雇用主は待期3日間の休業補償を支払うこととされているので、当該休業補償の支払の有無について確認し、まだ支払が無い場合は請求者に対して受給手続の教示を行うとともに「他法令により給付を受けるべき額」として当該待期3日間の休業補償額を計上する。ただし、業務災害ではなく、通勤災害の場合は、労働基準法の適用はないので留意すること。

(キ) 被害者に重大な過失のある場合

被害者に無免許運転や飲酒運転など重大な過失等がある場合は、特に健康保険組合などでは保険給付を制限し、又は給付されないことがあるが(健康保険法第116条～第122条)、この場合の給付を受けられない部分については、保障事業の損害てん補の対象とする。

(ク) 高額療養費及び付加給付制度等の確認

社会保険給付の中には別途請求を行って始めて給付されるものがあるので、保険点数に置き換えた医師の診療報酬明細書や保険者の給付証明だけでは他法令給付額を完全に把握出来ないことがある。

また、健康保険組合や共済組合では、その財政状況に応じて健康保険法に基づく所定の給付と合せて種々の給付を行っている場合がある。

これらの給付制度としては、高額療養費給付制度及び被害者が健康保険組合、国民健康保険組合又は共済組合に加入している場合の一部負担還元金や家族療養付加金等の付加給付制度等があるが、これらは法令に基づく付加給付制度であり、本法の給付制度と同様に取扱う必要がある。

したがって、他法令給付の確認に当たっては、これらの制度の有無並びに支払基準(①算出方法、②計算はレセプト単位か家族総合計か、③支払方法は自動払いか請求払いか)等について確認し、当該制度による付加給付のある場合には、支給証明を取付けること。

なお、健康保険組合の規約によっては、例えば「療養の給付が第三者行為によって発生した場合、当該療養に関する家族療養付加給付は行わないことができる」等の第三者行為による場合の支給制限規定がある場合もあるため、実態を調査し、給付の有無を確認すること。

以上により、当該制度による付加給付が確認された場合は、他法令給付による調整を行い、給付されていない場合は、他法令調整の対象としないものとする。

ただし、当該制度による付加給付が確認された場合でも、当該給付金の性格が見舞金又は弔慰金等の損害賠償を目的としない付加給付については、他法令調整の対象外とするものとする。

③ 損害賠償責任者側の支払(D)

(ア) 支払額の充当方法

損害賠償責任者からの支払は、香典、見舞金等名目の如何を問わず損害賠償責任者の支払額とみなし、また休業損害等に充てるためなどと損害項目を明らかにしている場合であっても、当該損害額を超過して支払っている場合には、超過額を他の損害項目に充当すること。

傷害による損害と後遺障害による損害、又は死亡に至るまでの傷害による損害と死亡による損害が、それぞれ同時に認められる場合において、損害賠償責任者（側）からの支払額がその損害のいずれに支払われたものであるか明らかでない場合は、まず傷害による損害（又は死亡に至るまでの傷害による損害）に充当し、残額について後遺障害による損害（又は死亡による損害）に充当すること。

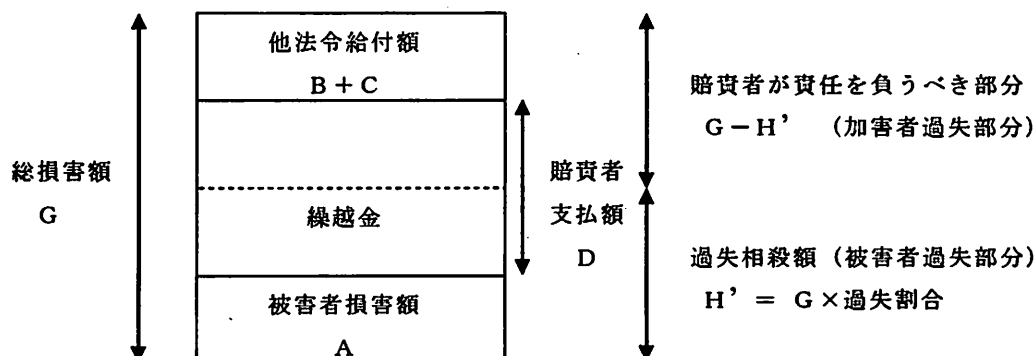
(イ) 繰越金（同一事故による傷害と後遺障害又は傷害と死亡の損害の場合であって、被害者の重大な過失及び損害賠償責任者の支払額があり、 $H > A$ 額という状況となっている場合の取扱い）

同一事故による「傷害による損害」と「後遺障害による損害」（又は「死亡に至るまでの傷害による損害」と「死亡による損害」）が認められる場合において、被害者にも過失があるため過失相殺を行った結果、過失相殺額（ H' ）が被害者の「傷害による損害額」（又は「死亡に至るまでの傷害による損害額」）（ A ）を上回ってしまう場合は、損害賠償責任者支払額（ D ）の内、下記の計算式により算出された額を「繰越金」として「後遺障害による損害額」（又は「死亡による損害額」）に繰り入れることとする（繰越金の計算は、被害者の実質過失割合により行う。）。

$$\text{繰越金} = \text{傷害に充当した賠償者支払額} - \{ (\text{総損害額} - \text{過失相殺額}) - \text{他法令給付額} \}$$

$$(D) \qquad (G) \qquad (H') \qquad (B+C)$$

【ただし、 $\{ (G - H') - (B + C) \} \leq 0$ の場合は、 D の全額を繰り越す。】



(ウ) 保障事業の損害てん補金を示談金の別枠とする示談の取扱い

「保障事業から受けるてん補金以外に〇〇〇円を支払う」と規定して

示談を締結する場合、損害賠償責任者が支払った金額は保障事業の別枠のように見えるが、保障事業は損害賠償責任者からの支払額を控除した損害額についてのみてん補対象とするものであるため、そのような示談金でも保障事業の別枠とは取扱わず、損害賠償責任者の支払額とする。

(エ) ひき逃げ加害者側の支払金

加害運転者が被害者に若干の金を渡してそのまま逃亡してしまったような場合は、一旦ひき逃げ事故として処理するが、その場合の授受金については、加害運転者が損害賠償責任者である蓋然性が極めて高いことから、氏名の判明しない賠償の一部とみなし、損害賠償責任者（D）欄に計上して法第73条第2項の調整を行うものとする。

(オ) 任意保険の支払金

加害者が被保険者である自賠責保険の上乗せ保険としての任意対人賠償保険（特約条項）から支払われる被保険者への保険金は、被保険者が自賠責保険の法定限度額相当額を負担しているか否かを問わず、てん補額の決定以前に支払いがある場合は損害賠償責任者側の支払額として取り扱い、賠償責任者（D）欄に計上して法第73条第2項の調整を行うものとする。

（注）加害者側が被保険者である任意対人賠償保険（特約条項）のうち、他車運転危険担保特約、ファミリーバイク特約、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）については、被害者直接請求の場合又は加害者請求の場合にかかわらず、加害者側から被害者へ支払われるものであることから、損害賠償責任者からの支払額として取扱うものとする（表2の「損害額の振分け上留意すべき事項」を参照のこと。）。

(カ) 社会保険の求償に応じた加害者支払額の取扱い

社会保険では給付額を加害者に求償するが、加害者はこの求償額を支払って、当該社会保険の領収書を添付して回答してことがある。加害者にとっては賠償の一部に相違ないが、保障事業では既に（B）額として計上しており、同区分に対する支払いであることから、損害賠償責任者認定調書にその旨説明しておくだけでよい。

(キ) 損害賠償責任者側支払額と社会保険給付の関係

社会保険の給付は、同一事由の保険給付が加害者支払額の限度で免責とされているので、例えば、損害賠償責任者の支払が名目上、治療費と明確に指定されているような場合については、保障事業における他法令給付の調整額はその分だけ縮減する。

原則的な取扱いについては、次のとおりであるが、具体的な適用については、支払名目が明確でない場合や損害賠償責任者が治療費を直接病院に支払う場合など他法令給付額を縮減することが適当ではない場合があるため、個別の損害賠償責任者の支払状況に応じて、他法令給付額又は被害者損害額を縮減するものとする。

〔表 2〕 損害額の振分け上留意すべき事項

事 項	被 害 者 損 害 額 縮 減				被害者損害 額縮減 の対象外
	てん補限度額縮減		その他 (E)	損害が最初 から生じな かったもの	
	他法令給付 (B、C)	賠償責任者 の支払(D)			
○高額療養費の給付・一部負担還元金 ○健康保険組合や共済組合からの付加 給付（第三者求償を行うもの） ○業務上の事故により、災害補償とし て雇用主が労基法に基づき支払う待 期3日間の休業補償	○ ○ ○				○ (※償しない もの)
○ひき逃げ加害者側の支払金 ○加害者が被保険者で被害者に支払わ れる他車運転危険担保特約、ファミ リーバイク特約、ドライバー保険等 の任意保険支払金 ○加害者が被保険者である自賠責保険 の上乗せ保険としての任意対人賠償 保険の支払金		○ ○ ○			
○賠償責任を有しないタクシー会社等 からの支払額で、単なる立替払いで ないもの ○運行供用者ではない事業用自動車の 加害運転者等の支払金 ○被害者が被保険者である人身傷害補 償保険の任意保険支払金（既払金） ○無責の運転代行社が被保険者である 無保険者傷害保険等の任意保険の支 払金			○ ○ ○ ○		○ (※償しない もの)
○業務外事故における治療費、休業補 償等のうち労働協約、社内規則に基 づき雇用主が負担したもので、返還 請求が行われないもの ○地方自治体の条例に基づく医療費の 助成を受けた場合で、返還請求が行 われないもの ○保険会社等の文書等の取付サービス				○ ○ ○	
○生命保険金、退職金、友人見舞金、 単なる立替払金 ○労災保険の特別支給金等被害者損害 額縮減対象外の他法令給付 ○被害者が被保険者である無保険車傷 害保険等の任意保険の支払金 ○搭乗者保険の支払金					○ ○ ○ ○

- （注 1）「被害者損害額縮減」とは、被害者に発生した損害額について、当該給付が行われることにより、最終的に被害者の負担となる損害が縮減するものとして処理することを示す。
- （注 2）「てん補限度額縮減」とは、他法令給付（B、C）及び賠償責任者からの支払い（D）につき、当該給付をてん補限度額から縮減する（同時に被害者損害額の縮減となる）ことを示す。
- （注 3）「その他（E）」とは、被害者に発生した損害につき当該給付が行われたことにより、損害がてん補されたものとして処理する（同時に被害者損害額の縮減となる）ことを示す。

(注4)「損害が最初から生じなかったもの」とは、当該給付が行われることにより、その給付額の限度において損害自体が最初から生じなかったものとして処理することを示す。

(注5)「被害者損害額縮減の対象外」とは、被害者に発生した損害について、当該給付が行われた場合であっても、当該給付を被害者損害額縮減の対象から除外して処理することを示す。

(a) 社会保険の給付がまだ行われていない場合

(i) 損害賠償責任者の支払額が他法令給付相当額に満たない場合

被害者に対し、他法令給付額の請求教示を行うとともに、他法令給付相当額から損害賠償責任者支払額を縮減する。

(ii) 損害賠償責任者の支払額が他法令給付相当額を超える場合

治療を自由診療で処理し、その一部を損害賠償責任者が支払っている場合等、他法令給付額が未請求で、損害賠償責任者の支払額が他法令給付相当額を超える場合は、まず他法令給付相当額（受けるべき額）を縮減し、更に残額分を被害者損害額に充当する。

(b) 社会保険の給付が既に行われている場合

社会保険から別途求償が行われるため、当該支払額については、損害賠償責任者の支払額を他法令給付額には充当しないこと。

④ その他（E）

被害者の損害に対して、第三者から損害の全部又は一部の支払がなされた場合で、次に掲げるものについては、「その他」（E）に計上する。

(ア) 損害賠償責任を有しないタクシー会社等からの支払

被害者がタクシーに同乗していて、無保険車に追突されたような事故におけるタクシー会社等からの支払額で、単なる立替払いではない、実損害に対する支払額は、「その他」（E）に計上する。

(イ) 運行供用者ではない加害運転者の支払

事業用自動車による業務中の事故で、法第3条の損害賠償責任者が会社（雇主）である場合の当該加害運転者は、民法第709条の損害賠償責任者ではあるが、法第3条の損害賠償責任者（運行供用者）ではない場合があり、このような場合の加害運転者の支払額は、「その他」（E）に計上する。

(ウ) 人身傷害補償保険の支払金

被害者が被保険者である任意対人賠償保険のうち、人身傷害補償保険については、約款上被害者の実損害に対する損害てん補であることは明らかであるが、支払保険会社は法第3条の損害賠償責任者には該当しないことから、その他支払額として処理することになる。

したがって、人身傷害補償保険による支払額（既払保険金）が確認された場合には、被害者損害額に対して当該給付により損害がてん補されたものとして取扱い、「その他」（E）に計上する。

(注) 人身傷害補償保険について、保障事業との重複支払を防止するため調整等の必要がある場合には国土交通省に連絡し、遺漏なく適切に対応すること。

(エ) 損害賠償責任を有しない運転代行社の傷害保険等からの支払

無責の運転代行社が被保険者となっている無保険車傷害保険等の任意保険による支払額が確認された場合は、被害者損害額に対して損害がてん補されたものとして取扱う。

⑤ 損害が最初から生じなかったもの

被害者の損害を第三者が負担し、被害者に対して返還請求が行われない次に掲げるものについては、損害が最初から生じなかったものとして処理する。

(ア) 業務外事故における治療費、休業補償等のうち労働協約、社内規則等に基づき、雇用主が負担したもので返還請求が行われないものについては、当該負担額の限度で、損害自体が最初から生じなかったものとして処理する。

(イ) 地方自治体の条例に基づく医療費給付額

地方自治体の中には、条例により70歳未満の老人についての医療費の助成、ひとり親家庭等医療、乳幼児医療又は障害者医療等の給付制度を設けているところがあり、これらの給付を受けている場合には、当該自治体に対し、給付額等について、偽りその他不正行為によって医療費の助成を受けたとき及び第三者行為について第三者から損害額を受けたとき以外に返還請求する制度になっているかどうかを確認し、返還請求しない制度の場合は、その当該給付額の限度において、損害が最初から発生しなかったものとして処理する。なお、返還請求する制度の場合には、当該給付額を被害者損害額として加算計上する。

(ウ) 保険会社等のサービス

交通事故証明書等の文書の取付けに当たって、保険会社等が行う文書発行手数料の負担等のサービスは、被害者に損害が最初から生じなかったものとして処理する。

⑥ 被害者損害額縮減の対象外

他法令給付であっても、労災法の特別支給金等損害のてん補を目的としない給付(表3の「被害者損害額縮減対象外その他法令給付一覧」を参照。)については、被害者損害額縮減の対象から除外して処理する。

また、被害者が受傷した場合の友人見舞金及び死亡した場合の退職金、生命保険並びに友人からの香典等についても同様に処理する。

なお、被害者が被保険者である任意対人賠償保険特約条項のうち、無保

險車傷害保険による支払額は、約款上保障事業等からの支払額を超える分についての支払額であること、また、搭乗者傷害保険による支払額は、約款上定額払いであり、実損害に対する損害てん補を目的とせず、保険会社は支払額について代位もしないことから、保障事業としては、被害者損害額縮減の対象外として処理する。

〔表 3〕 被害者損害額縮減対象外の他法令給付一覧

法 令 名	損害額縮減対象外給付金
○健康保険法	出産育児一時金 出産手当金 家族出産育児一時金
○国民健康保険法	出産育児一時金 出産手当金
○国家公務員共済組合法 ○地方公務員等共済組合法	出産費 家族出産費 出産手当金 休業手当金 育児休業手当金 介護休業手当金 弔慰金 家族弔慰金 災害見舞金 退職共済年金 障害共済年金 障害一時金 遺族共済年金
○労働者災害補償保険法	介護補償給付又は介護給付（注） 特別支給金 二次健康診断等給付
○国家公務員災害補償法 ○地方公務員災害補償法 ○公立学校の学校医、学校医科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	介護補償（注）
○船員保険法	出産育児一時金 出産手当金 家族出産育児一時金
○消防組織法 ○消防法 ○水防法 ○河川法 ○災害対策基本法 ○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	介護補償（注）
○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律 ○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律 ○証人等の被害についての給付に関する法律	介護給付（注）
○介護保険法	介護給付（注） 予防給付 市町村特別給付

（注）介護給付及び介護補償の取扱いについては、保障事業では「介護費」としての損害項目がなく、基本的には社会保険の介護給付等は保障事業の損害額縮減対象外であるが、当該介護給付等としてなされるサービスには、相対的に医療色の強いものから福祉色の強いものまで多種多様で幅があり、当該サービスの内容によっては、損害てん補性を有する場合があることから、保障事業の損害のてん補と重複しないよう、その内容を精査の上、個別に判断するものとする。

3 減額

(1) 重大な過失による減額

保障事業においては、被害者に対し損害のてん補をしたときは、被害者の損害賠償請求権を政府が代位取得し、これに基づき政府が損害賠償責任者へ求償する必要があるため、被害者及び損害賠償責任者の両者に説明できるよう一般の損害賠償と同様に厳密な過失割合を算定する必要がある。

その上で、次のとおり、①被害者に対しては、重過失減額により損害のてん補対象額を算定して損害のてん補額を決定し、②損害賠償責任者に対しては、加害者側の厳密な過失割合により算定した額を求償する。

① 重過失減額

被害者に重大な過失がある場合は、次に掲げる表のとおり、積算した損害額（総損害額(G)）が、法定限度額に満たない場合には積算した損害額（総損害額(G)）に、法定限度額以上となる場合には法定限度額に、被害者の過失割合に応じた減額割合を乗じて過失相殺額(H)を算定し、被害者損害額(A)から当該算定額(H)を控除することにより減額を行う。

ただし、傷害による損害（後遺障害及び死亡に至る場合を除く。）の被害者損害額(A)が 20 万円未満の場合はその額を、減額により損害のてん補対象額(I)が 20 万円以下となる場合は 20 万円を、損害のてん補対象額(I)とする。

減額適用上の被害者の過失割合	減 額 割 合	
	後遺障害又は死亡に係るもの	傷害に係るもの
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上 8割未満	2割減額	2割減額
8割以上 9割未満	3割減額	
9割以上 10割未満	5割減額	

(参考) ①総損害額(G)が法定限度額未満の場合

$$\text{過失相殺額(H)} = \text{総損害額(G)} \times \text{減額割合} \quad (\rightarrow I = A - H)$$

②総損害額(G)が法定限度額以上の場合

$$\text{過失相殺額(H)} = \text{法定限度額} \times \text{減額割合} \quad (\rightarrow I = A - H)$$

ただし、③被害者損害額(A)が 20 万円未満の場合

$$\text{被害のてん補対象額(I)} = \text{被害者損害額(A)} \quad (\rightarrow \text{過失相殺しない。})$$

④重過失減額により、損害のてん補対象額(I)が 20 万円以下となる場合

$$\text{被害のてん補対象額(I)} = 20 \text{ 万円} \quad (\rightarrow 20 \text{ 万円まで過失相殺する。})$$

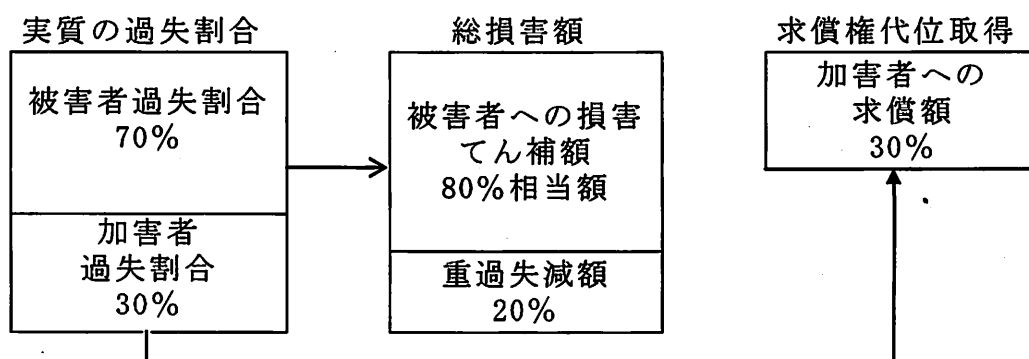
② 損害賠償責任者に対する求償との関係

法第76条第1項の規定に基づき、政府が被害者に損害のてん補をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得し、これに基づき政府は損害賠償責任者に対して求償することとなる。

重過失減額制度と政府の代位取得の関係については、次のとおり、被害者に対して支払った重過失減額後の損害てん補金額のうち、

被害者の総損害額に（1－被害者の厳密な過失割合）を乗じた額すなわち、被害者の総損害額に加害者の厳密な過失割合を乗じた額を政府は代位取得し、当該額を損害賠償責任者に対して求償する。

（例）重過失減額による損害てん補と求償権代位取得の例



③ 過失割合の認定

過失割合の認定に当たっては、事故の態様によって裁判例を用いる場合もあるが、基本的には、東京地裁民事交通訴訟研究会編「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準」を用いて過失割合を決定する。

具体的には、同基準の別表に示されている図の類型の中から当該事故に該当すると思われるものを選定し、個々の類型に応じて掲げられている修正要素について十分な調査、検討を行い、最終的な「被害者過失割合」を決定する。

なお、同基準中、修正要素の数値が10%～20%などと幅をもって定められている場合には当該事故の態様に応じて個別に判断する。

（例）過失による減額の例

夜間、人通りの絶えた街路灯等の照明の暗い住宅街で横断歩道がなく、歩車道の区別もない道路を横断しようとして、駐車車両の陰から急に飛び出した70歳の被害者が、制限速度を20km/hも超過した普通貨物自動車に衝突され、負傷した事故について、被害者の過失割合を算定すると次のようになる。

〔適用図〕 【37】 図（東京地裁 2014 年）

基本	20%	
夜間	+ 5%	
直前直後横断	+ 10%	
高齢者	- 5%	
歩車道の区別なし	- 5%	
㊦の著しい過失 (15km/h以上30km/h未満の速度超過)	- 10%	
計（厳密な被害者の過失割合）		15%

（２）因果関係の有無の判断が困難な場合の減額

以下のように、受傷と死亡又は後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難な場合については、死亡による損害又は後遺障害による損害について、積算した損害額（総損害額（G））が、法定限度額に満たない場合には積算した損害額（総損害額（G））に、法定限度額以上となる場合には法定限度額に、5割を乗じた額を被害者損害額（A）から控除することにより減額を行う。

- ① 被害者が既往症等を有していたため、交通事故による受傷と死因又は後遺障害発生原因との因果関係が明らかでない場合
- ② 事故後被害者が自殺した場合で、その原因が交通事故によるものかそれ以外のものによるものか判然としない場合等

なお、被害者に重大な過失があり、かつ、因果関係の有無の判断が困難な場合の具体的な減額の計算方法は、次の計算式のとおりである。

- ① 総損害額（G）が法定限度額未満の場合

$$\begin{aligned} \text{損害てん補対象額（I）} &= \text{被害者損害額（A）} - \text{過失相殺額（H）} - \text{因果関係認否困難（X）} \\ &= \text{被害者損害額（A）} - \text{総損害額（G）} \times \text{減額割合} - \text{総損害額（G）} \times 1/2 \\ \text{（参考）因果関係認否困難（X）} &= \text{総損害額（G）} \times 1/2 \end{aligned}$$
- ② 総損害額（G）が法定限度額以上の場合

$$\begin{aligned} \text{損害てん補対象額（I）} &= \text{被害者損害額（A）} - \text{過失相殺額（H）} - \text{因果関係認否困難（X）} \\ &= \text{被害者損害額（A）} - \text{法定限度額} \times \text{減額割合} - \text{法定限度額} \times 1/2 \\ \text{（参考）因果関係認否困難（X）} &= \text{法定限度額} \times 1/2 \end{aligned}$$

（注） なお、上記①又は②の場合において、他法令給付額（B、C）、損害賠償責任者支払額（D）及びその他支払額（E）がある場合は、上記の値から、さらに当該額を控除することにより、損害てん補対象額（I）を算定することになる。

4 親族間事故の取扱い

保障事業では、請求権者に対して行った損害のてん補額を限度として損害賠償責任者に対して求償することとなるが、同一生計に属する親族間事故の場合は、損害のてん補と求償を同一家族共同体に対して行う（この場合はⅢ 3（1）の「重過失減額」の規定は適用しない。）こととなるため、請求権者の無用な負担を省く観点から、原則として損害のてん補は行わないこととする。

ただし、損害賠償責任者が死亡している場合に、その相続人である請求権者が相続の放棄又は限定承認を行った結果、損害のてん補の請求権のみが残存し、政府が損害賠償責任者（＝請求権者）に対して求償することができない場合については、損害のてん補を行うこととする（この場合は、Ⅲ 3（1）の「重過失減額」の規定を適用するものとする。）。

なお、保障事業において、相続人である請求権者が相続放棄又は限定承認を行った場合の親族間事故として対象とするものは、次の何れかに該当する事故とする。

- ① 夫婦の一方が保有者（法第 2 条第 3 項に規定する「保有者」をいう。以下同じ。）であり、他方が被害者である事故
- ② 同一生計に属する親子の一方が保有者であり、他方が被害者である事故
- ③ 同一生計に属する兄弟姉妹の一方が保有者であり、他方が被害者である事故

（注）他人性の判断について

親族間事故の場合であっても、被害者が法第 3 条の「自己のために自動車を運行の用に供する者」又は法第 2 条第 4 項の「運転者」に該当しない場合には「他人」として取扱う。

5 遅延損害金の取扱い

保障事業の遅延損害金の取扱いについては、保険法（平成 20 年法律第 56 号）及び保険法改正に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 20 年法律第 57 号）の制定により、損害のてん補の履行期に関し、法第 73 条の 2 の規定が新設され、平成 22 年 4 月 1 日より施行された。

この新設規定の施行により、法第 72 条第 1 項の規定による損害のてん補の請求があった後、当該請求に係る自動車事故及びてん補すべき損害の金額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わないこととされている。

保障事業への請求においては、自動車事故の事実関係、損害の程度、因果関係の有無、過失割合等の確認を要する事由が必ずしも明らかにされずに請求されるものが多く、また、無免許運転や飲酒運転等を伴う事故や盗難車による事故等の犯罪が絡む事故について請求されるもの等があり、損害のてん補額の支払いのために確認を要する事由とこれに要する期間が事案ごとに異なることから、当該請求の履行期は、個別の事実関係に照らして、自動車事故の事実関係、損害の程度、因果関係の有無、過失割合等の確認に必要な期間経過後とされたものである。

しかしながら、保障事業では、自動車事故の被害者の救済を図るという法の

目的に鑑み、保障事業に対する損害のてん補の請求があった場合には、引き続き、速やかに損害のてん補額の支払いのための手続きを行うことが必要であることは言うまでもなく、保険会社等、損保料率機構及び国土交通省等関係者は、引き続き事務処理の迅速化に努めるものとする。

なお、本取扱いとは平成 22 年 4 月 1 日以降に発生した事故に適用し、平成 22 年 3 月 31 日以前の事故については、なお従前の例によるものとする。

6 示談等の効力

当事者間において有効な示談が成立し、示談の条項どおりにその内容が履行されている場合（履行期限が到来していないものを含む。）は、当事者間の意思を尊重し、原則として保障事業から損害のてん補は行わない。

しかしながら、保障事業が積極的に当事者間の示談を成立させようという立場に立つものではないので、調査担当者が示談のあっせん、指導等を行うことは適当でない。

ただし、以下のような場合については、損害のてん補を行うが、判断の困難な事案については、あらかじめ国土交通省に連絡の上指示を受けること。

（１） 示談の無効又は取消しにより損害をてん補する場合

① 示談の内容が公序良俗に反する場合（民法第 90 条）

示談の内容が損害の状況等と比べて、あまりにも低い賠償額であるなど、被害者にとって著しく苛酷であるような場合をいう。

② 示談の内容が真実でないことを知りながら意思表示し、相手方もそれを知っていたか、あるいは知ることができる場合（民法第 93 条ただし書）

加害者が警察から示談書の提出を求められ、さしあたっての示談条項、金額などを記入した示談書の署名捺印をしてもらうことを、被害者に依頼したような場合等をいう。

③ 相手方と通謀して虚偽の示談をした場合（民法第 94 条第 1 項）

真の示談ではなく、単に保険金請求や捜査当局への提出を目的に、当事者双方が通謀して便宜的に虚偽の示談書を作成したような場合等をいう。

④ 示談について要素の錯誤があった場合（民法第 95 条）

示談の相手方を間違えて示談してしまった場合等をいう。

⑤ 詐欺・脅迫によって示談させられた場合（民法第 96 条第 1 項）

示談の過程において、相手方からの強迫、恐喝、詐欺行為等によって示談がなされたような場合をいう。

⑥ 無能力者と示談した場合（民法第 4 条、第 9 条、第 12 条）

法定代理人の同意を得ずに未成年者で行った示談、又は被保佐人が保佐人の同意を得ないで行った示談については、取消することができる。また、

成年被後見人を相手方とする示談は、示談の当事者が代理権を有する後見人でなければ無効である。

⑦ 無権代理人と示談した場合（民法第113条第1項）

代理権のない代理人と示談を行った場合をいう。この場合は、本人が追認しない限り示談の効力が本人に及ばないが、無権代理人が本人から交付された委任状や実印を所持しており、無権代理人に代理権があると信じて示談したような場合には、表見代理の法理により示談の効力が本人に及ぶこととなる。

（2）その他示談成立にもかかわらず損害をてん補対象とする場合

① 示談当時予測しえない損害が発生した場合

示談締結後、しばらくして後遺障害等が判明し、事故との間に相当因果関係が認められる場合には、示談後であっても当該損害については、新たに損害賠償請求権が発生するため、損害をてん補対象とする。

② 示談内容が履行されない場合（民法第541条～第543条）

当事者の一方が債務を履行しない場合には相手方は相当の期間を定めて履行を催促し、その期間内に履行がない場合には契約を解除できるとされている。また、債務者の責に帰する理由で債務の一部又は全部が履行されない場合についても相手方は契約を解除することができることとされている。このため、このような理由により保障事業への請求があった場合は、当該示談が解除されたものとして取り扱ってよいかどうか当事者双方によく確認した上で、示談解除と認められる場合は損害をてん補対象とする。

③ 保障事業への請求は別途行うこととされている場合

示談条項において保障事業への請求は別途行うこととされている場合には損害をてん補対象とする。

（3）確定判決に基づき損害をてん補する場合

裁判による確定判決（調停及び裁判上の和解を含む。）により、損害額が確定している場合には、保障事業の損害のてん補は、本来損害賠償責任者が被害者に対して行う損害賠償を政府が代わって行うものであるから、当該判決により確定した損害額を踏まえて損害をてん補する。

IV 損害のてん補額の決定・支払

1 損害のてん補額の決定

国土交通大臣は、保険会社等から請求関係書類を受け取ったときは、損害賠償責任者として認定しようとする者に対し、「政府の自動車損害賠償保障事業の損害のてん補について（照会）」（別紙 38）を送付して和解状況等について確認するとともに、必要な調査及び審査を行った上、損害のてん補額を決定し、「損害のてん補額の決定について（通知）」（別紙 39 の 1 及び 39 の 2）により保険会社等及び請求者あてに通知する。

具体的な通知方法としては、国土交通省から、取扱いが保険会社の場合には本店に、組合の場合には全国団体本部に当該決定通知を送付し、当該保険会社本店又は組合本部から、取扱いが保険会社等（全共連を除く。）である場合には取扱店又は会員組合及び損保料率機構（保障事業部）に、全共連の場合には単位農協及び県本部に決定通知の写しを送付するとともに、当該取扱店、会員組合又は単位農協から、請求者あての決定通知（正本）を請求者に送付する。

また、当該決定通知に併せて、当該取扱店、会員組合、単位農協及び県本部に対し、保険会社等を経由して「審査概要」（別紙 40 の 1 又は 40 の 2）を送付して積算内容を示すが、請求者から積算内容や損害のてん補額の決定に関して問い合わせがあった場合には、単純明解なものを除き、直接請求者に説明は行わず、国土交通省あてに連絡又は書面にて照会するよう請求者に教示すること（「審査概要」は内部資料であるため被害者等に送付しないこと。）。

なお、無保険事故の場合には、政府は損害賠償責任者に対して「損害のてん補額の回収について」（別紙 41）又は「損害のてん補額の回収及び過怠金徴収について」（別紙 42）を送付し、これにより求償を行うこととなる。

（参考）保障事業の損害のてん補額決定方法（次の①又は②の何れか少ない額を損害のてん補額として決定する。）

$\begin{aligned}\text{①損害のてん補対象額(I)} &= \text{被害者損害額(A)} - \text{過失相殺額(H)} \\ &= \text{総損害額(G)} - \text{他法令給付額(B, C)} - \text{損害賠償責任者支払額(D)} \\ &\quad - \text{その他支払額(E)} - \text{過失相殺額(H)}\end{aligned}$

$\text{②損害のてん補限度額(J)} = \text{法定限度額} - \text{他法令給付額(B, C)} - \text{損害賠償責任者支払額(D)}$
--

2 損害のてん補額の支払

保険会社等（全共連を除く。）は、国土交通省から損害のてん補額決定の通知を受けたときは、直ちに請求者に対して損害のてん補金を支払い、1ヵ月毎に国土交通省あてに報告する。

また、全共連は、国土交通省から損害のてん補額決定の通知を受けたときは、直ちに単位農協に対して損害のてん補金を支払い、また、単位農協は、

直ちに請求者に対して損害のてん補金を支払う。全共連は請求者への支払状況を1ヵ月毎に国土交通省あてに報告する。

国土交通省は、保険会社等から損害のてん補金の支払の報告を受けたときは、支払われた損害のてん補額を1ヵ月毎に取りまとめて、遅滞なく保険会社等に支払いを行うこととなる(準則第4条及び第5条)。

3 不支給決定

保障事業から損害のてん補を行わない場合には、国土交通省は保険会社等及び請求者あてに「政府の自動車損害賠償保障事業に対する損害のてん補の請求について(不支給決定通知)」(別紙47の1及び47の2)により損害のてん補を行わない旨の通知を行う。なお、通知の方法は、損害てん補額の決定の例による。

不支給決定となったものにはその理由を記載しているが、主な事例は以下のような場合である。

- ① 法第75条の規定により請求権が消滅している場合
- ② 健康保険法等他の法令による給付額等が法定限度額を超えている場合
- ③ 当事者間で示談が成立しており、示談書により損害賠償の履行がなされている場合
- ④ 重大な過失による減額を行い、さらに他の法令による給付額等について調整した結果、損害のてん補の余地がない場合
- ⑤ 当該事故が他の自動車の運行によって惹起された事故とは認められない場合(自損事故)
- ⑥ 当該事故が被害者(側)の一方的過失により惹起された事故と認められる場合
- ⑦ 法第10条の規定による適用除外車両により惹起された、会社の敷地内等での事故の場合(構内専用車両等による構内での事故)
- ⑧ 法第2条第1項の規定による自動車に該当しない場合(農耕作業用小型特殊自動車)
- ⑨ 法第2条第2項の規定による運行に該当しない場合
- ⑩ 必要書類(受任請求の場合の委任状等)が提出されない場合
- ⑪ 後遺障害による損害が、令別表第一及び別表第二に定める等級に該当しない場合

なお、てん補を行わない場合でも、原則として、請求関係書類は国土交通省に保存し、請求者には返却しない。

4 取下げ

請求者から「取下げ願書」（別紙 48）の提出があった場合には、国土交通省自動車局保障制度参事官室長名で「政府の自動車損害賠償保障事業に対する損害のてん補の請求の取下げについて」（別紙 49）により保険会社等あてに通知するとともに、請求関係書類を同保障制度参事官室長名で保険会社等を通じて請求者に返却する。

なお、通知の方法は、損害てん補額の決定の例による。

5 委託費の支払

- ① 各保険会社等に対する委託費の支払は 1 年（毎年 2 月から翌年 1 月）ごとに取りまとめ、期間経過後遅滞なく行う（準則第 9 条）。
- ② 委託費の額は、1 年につき、国土交通大臣が告示で定める単価に、各保険会社等における損害のてん補の請求書の受理件数を乗じて算出した金額とする（ただし、その総額は、予算で定められた金額の範囲内とする（準則第 10 条））。

V その他

1 ひき逃げ事案の処理

損保料率機構及び全共連は、毎年、当該年度以前に損害のてん補金が支払われたひき逃げ事案について調査し、損害賠償責任者が明らかとなった場合は直ちに国土交通省あて文書で以下の事項を通知する（準則第 11 条）。

- ① 損害賠償責任者、被害者及び請求者の氏名及び住所並びに損害てん補額の支払日
- ② 加害車両の自動車登録番号等
- ③ 加害車両に係る保険会社等の名称及び自賠責保険の証明書番号

2 国土交通省における調査

損害賠償責任者の所在が不明である事案については、国土交通省から、府中刑務所長あてに「收容先の調査について（依頼）」（別紙 50）及び收容先の刑務所長あてに「收容者の有無について（照会）」（別紙 51）により照会を行い、その所在等を確認している。

また、国土交通省は、さらに事故状況等を詳しく調査する必要がある場合は、地検等、警察署及び家庭裁判所あてに「自動車事故の状況等について（照会）」（別紙 43 の 1、43 の 2 及び 43 の 3）により確認を行うほか、必要に応じ、市区町村長等あてに「謄本等の送付について（依頼）」（別紙 44）、「法人登記簿謄本の送付について（依頼）」（別紙 45）、「出入（帰）国及び外国人登録記録の送付について（依頼）」（別紙 46）により照会するなどして追加的調査を行う。

3 報告

国土交通大臣は、保険会社等に対して、委託した業務に関し、報告又は帳簿書類の閲覧を求めることができるとされている（準則第 12 条）。

また、保険会社等（全共連を除く。）が損保料率機構に、又は全共連が単位農協に再委託している業務に関しても、保険会社等と損保料率機構、又は全共連と単位農協との間の委託契約により、国土交通大臣が、当該再委託された業務に関し、損保料率機構又は単位農協に対して報告又は帳簿書類の閲覧を求めることができることとされている。